

1679.2978
2538

22

昭和十一年

朝鮮の水産業

朝鮮總督府

凡 例

一 本書は朝鮮水産業の變遷竝に本府施設の概要を記述し水産業の大勢を明ならしむる目的を以て編纂せり。

二 統計は記事に對し引例に供するを目的としその大數を表示するに止めたり。

三 計數は特にその年月を記載するもの、外昭和十年迄の分を掲記せり。

朝鮮の水産業

目次

附圖 朝鮮重要水産物分布圖

第一章 總說	一
第二章 漁業	六
第一節 漁場	六
第二節 漁業の種類	七
第三節 漁船	一〇
第四節 漁獲物の處理運搬及水産物冷蔵	三
第五節 販賣機關	一五
第六節 漁港	一七
第七節 漁業資金	二六
第八節 漁村振興	三三
第九節 漁家の副業	三五

第十節	漁業處分及取締	三
第三章	養殖漁業	四〇
第四章	製造業	五一
第五章	輸移出	五二
第六章	試驗調查	六〇
第七章	指導教育	六九
第八章	水產團體	七一
第一節	水產會	七一
第二節	漁業組合及漁業組合聯合會	七五
第三節	水產組合及水產組合聯合會	九九

朝鮮の水産業

第一章 總 說

朝鮮は三面海を以て圍繞せられ海岸線の延長本土と島嶼とを通じて一萬七千五百八十軒（九千三百二十五哩）の長きに亘り、百尋線内の海床亦頗る廣大にして、北境豆滿江口より釜山港外に至る東海岸は、海岸線比較的長大なりと雖概して屈曲に乏しく殊に江原道沿岸は殆んど直線を爲し、良港錨地に適するもの少く、而かも沿岸に並行せる太白山脈は傾斜急にして海面に逼り、斷崖絶壁を成すもの多く沿岸水深く、又干満の差小にして潮流緩慢なり。之に反し全羅南道珍島の附近より鴨綠江口に至る西海岸は、沿岸屈曲多く大小の島嶼散在し、潮流極めて急激にして干満の差三十呎に達し、廣漠たる干潟を成し且概ね遠淺にして黃海の中心に至るも水深五十尋を超えず、鎮南浦、仁川、群山、木浦其他船舶の出入、碇泊に便なる地點尠からず。又釜山港より珍島附近に至る南海岸は大小の島嶼無數に星羅棋布し、所謂多島海の稱ある所にして沿岸の出入、屈曲甚しく水深概ね八十尋内外を超ゆる所尠く、釜山、鎮海、馬山、統營、三千浦、彌助、麗水、羅老島、鹿洞、莞島、木浦其他沿岸到る處船舶の出入、碇泊に便にして且潮流適度、潮汐の干満亦東西兩海岸の中間に位す。而して暖流たる

對馬海流の一派は、朝鮮海峽を通過し東海岸に沿ふて北進し、寒流たる「リマン」海流に遭遇して日本海方面に奔り、他の一派は朝鮮海峽に達せざる以前に於て左折し、全羅南道濟州島の西方を廻り西海岸を経て黃海に流入す、又「リマン」海流は露領沿海州に沿ふて南下し、東海岸に入り江原道水源端竹邊附近より東方に轉じつゝあり。之を要するに朝鮮沿海は海岸線の長大竝に屈曲、島嶼の散在、寒暖潮流の關係等天恵に厚きを以て水族の棲息饒多にして最も魚介の利に富めり。然るに日韓併合前に在りては漁政の基礎薄弱にして營業の安固を缺くのみならず、漁業に關する諸般の施設にして見るべきものなく、漁民も亦概ね無智にして且其の經濟狀態極めて幼稚なりしが爲、徒に舊慣を墨守するに過ぎざるの狀況に在りしを以て、併合後に於ては専ら漁獲の増進に力を注ぎ、且水産製品の改良及産額の増加を圖ると共に、一面漁民の知識技能を啓發し其の經濟狀態と社會的地位とを向上せしめ、漁村の健全なる發達を促進せしめんことを期し、漁業令以下水産に關する法令を發布して諸般の制度を確立し、漁業の保護取締を嚴にして營業の安固を得せしめ、水産製品検査を施行して製品品位の向上を圖り、漁業組合の普及改善を圖りて漁村の維持經營に資し、朝鮮水産會の施設を助長して水産業の改良發達を促進し、又斯業の獎勵に關しては、國費を補助して優良漁船竝に鮮魚冷蔵貯藏設備の普及を圖り、一面のり、かき、あさり、はまぐりの増殖施設を助長し、其の他從來の施設を充實して益々其の効果を大にし、更に漁民の教養に關しては實地に之を指導する等中央、地方相呼應して或は國費を

支出し或は道費を支出し以て朝鮮水産業の發達進歩の爲力を致せし所尠からず、其の施設の實際に至りては財政上其の他諸種の關係に依り理想と相距ること尙甚だ遠きもの少からずと雖而も是等幾多の施設は時勢の進運と相俟て漸次に生産額を増加し、明治四十四年に於て漁獲高六百七十六萬圓、製造高二百六十五萬圓のもの、昭和十年に於て漁獲高六千五百九十六萬圓、製造高六千五百一萬圓に達し漁獲高に於て九倍七分、製造高に於て二十四倍五分の増加を示し、内地の明治四十三年に於て漁獲高七千八百二十八萬圓、製造高三千八百五十萬圓なりしもの、昭和十年に於て漁獲高二億九千五百三十七萬圓、製造高一億七千五百三十九萬圓となり漁獲高に於て三倍七分、製造高に於て四倍五分の増進を示したるに比すれば、朝鮮漁業進歩の速度は寧ろ内地に勝るものあるを見るべく、尙沿岸料數其の他漁業に關する主要なる事項に就き内地と朝鮮とを對照すれば左の如し。

區別	員數		内地に對する割合
	内地	朝鮮	
沿岸料數	二八、一六〇 <small>料</small>	一七、五八〇 <small>料</small>	六・二四 <small>割</small>
漁場面積	一、四四〇、〇〇〇 <small>平方料</small>	七五〇、〇〇〇 <small>平方料</small>	五・二一
漁船數	三六六、〇一九 <small>隻</small>	四七、八五八 <small>隻</small>	一・三〇
漁業者人口	一、〇九八、九九九 <small>人</small>	二四二、二二〇 <small>人</small>	二・二〇

區別	員數		内地に對する朝鮮の割合
	内地	朝鮮	
漁獲高	二九五、三七四、五四〇 ^円	六五、九六六、六一四 ^円	割 二・三〇

備考 漁場面積は内地に在りては百尋線内朝鮮に在りては東海岸は百尋線内、西南兩海岸は距岸平均約一二二杆(六十哩)以内の水面積なり。

前表に依り更に沿岸杆數及漁場面積に對する他の事項を比較すれば左の如し。

(イ) 沿岸杆數(四杆)に對する

内地	漁場面積		内地	漁業者人口		内地	漁獲高	
	地	朝鮮		地	朝鮮		地	朝鮮
平方杆 二〇四	一七三	平方杆 一七三	五 ^隻	三 ^隻	二六 ^人	五 ^人	四、九六 ^円	二五、六八 ^円

(ロ) 漁場面積十五平方杆(一平方里)に對する

内地	船舶數		内地	漁業者人口		内地	漁獲高	
	地	朝鮮		地	朝鮮		地	朝鮮
三・八 ^隻	一〇・九 ^隻	二・四 ^人	四・八 ^人	三、七〇 ^円	一、三六 ^円			

前二表の示す處に依れば朝鮮漁場に對する漁業者及漁船等の分布は内地に比して甚だ稀薄にして、假に朝鮮漁場の生産力にして内地と大差なきものとせば朝鮮漁場の前途猶綿々たる餘裕の存するを窺ふに足るべく、將來養殖適地の廣大なること及沿海州竝に支那海方面に雄飛する餘地尠からざること等に想到せば其の前途の益々洋々たるものあるを推斷するに難からざるべし。

朝鮮水産業の根本法規は、韓國時代に於ける漁業法を其の嚆矢となし其の後明治四十四年に至り漁業令を制定し尠からざる實效を挙げたりと雖爾來二十餘年を経過し、朝鮮の水産業が長足の進歩を來し、同令を以てしては現下の實狀に適應せざる幾多の不備缺陷を生ずるに至りたるを以て、昭和四年一月朝鮮漁業令を制定公布し、次で同令施行規則其の他の附屬法規を發布し、昭和五年五月一日より之を施行せり。朝鮮漁業令に於ては漁業權の設定は、行政官廳の免許を受くることを要し、其の免許に依りて生ずる漁業權は之を物權とし、質權を除くの外土地に關する規定を準用せり。従つて之に伴ひ必要なる登録制度を設け、漁業權及之を目的とする權利竝に入漁に關しては之を登録し、漁業權の權利關係を確保すると共に、一般の周知に便ならしめたり。又漁業權の存續期間に付ては從來の更新制度を改めて延長制度とし、其の存續期間を二十年迄とし、更に二十年以内に於て其の延長を許可し得ることとし、漁業資金の融通上に便し且又漁業權の財産的價値の増大を圖れり。而して行政官廳に於て支障ありと認むるときは、免許又は許可したる漁業を制限し、停止し、又は漁業の免許若は許

可を取消し得る場合を規定すると共に、此の場合に於ける補償の途をも設けたり。其の他漁業上必要なる土地物件の使用其の他の權利を認め、又漁業者間の紛議に付ては、裁定の途を開く等法規の適用範圍の改定竝に漁業制度を整備し、尙漁業の發達に伴ふ水産動植物の濫獲酷漁を防止する爲朝鮮漁業保護取締規則中に諸種の禁令を設け、且最近許可漁業の發達顯著なるものあるに鑑み、魚族の蕃殖保護上、各漁業の實態に徴し夫々此等に關する一定の制限事項を規定し、又漁業組合及水産組合に關する規定を整備し、法人格を有する各聯合會を設立し得るの規定を設けたり。

第二章 漁業

第一節 漁場

朝鮮沿岸は既に前章に述べたる如く其の地勢海況各種水族の回游棲息に適し、其の種類、數量豊富にして重要水産物のみにても凡そ百二十種に及び魚類七十、貝類二十、藻類十五、海獸其の他十種を含めり。而して各海岸地勢海況等の關係上自ら重要水族の分布異なるが其の主なるものを摘記すれば東海岸に在りてはまいわし・めんたい・にしん・たら・ぶり・さば・ふか・はたく・さけ・ます・わかさぎ・あぶらめ・いか・かれい・ひらめ・くじら・ほたてがい・ほつきがい・たらばがに・ずわいがに・けがに・あわび・なまこ・わかめ・てんぐさ・こんぶ等にして、西海岸に在りてはぐち・え

び・ひら・さわら・にべ・あじ・かながしら・えい・まで・あさり・なまこ・たちうお・しらうお・ひらめ・ばんじい・あみ・ぼら等を饒産す。又南海岸に在りては特殊の種族を産せずと雖漁業上重要な種族は概ね之を産しかたくちいわし・まいわし・さば・あじ・さわら・たい・たら・たちうお・はも・あなご・あこう・ぼら・あわび・さざえ・いがい・かき・のり・ふのり・かじめ等を主なるものとす。施政以來本府に於てぐち・にべ・まいわし・たらばがに・ずわいがに・けがに・いか・さばめんたい等の漁場探検及淺海竝に深海探検又は海洋調査等、漁場の開發上貢獻せし所尠からず。而して近時朝鮮型漁船の改良、機船漁業の勃興等に依り沖合漁業殷盛を極め更に進んで露領沿海州、渤海灣及支那海方面の遠洋漁場開拓の氣運に向ひ著しく漁場を擴大しつゝあり。之が爲本府に於ては此の沖合、遠洋出漁船の指導保護の任に當らしむる目的を以て昭和十年度より二箇年繼續にて優秀指導船を建造し昭和十一年十月より就航せしめたり。

第二節 漁業の種類

朝鮮舊來の漁業は其の種類三十餘種あり。就中重要なるは江原、慶北、慶南及全南に於けるいわし、揮羅網漁業、防陣網漁業、同焚寄抄網漁業、咸北、咸南に於けるめんたい舉網、同刺網漁業、同延繩漁業、咸南、慶南に於けるたら防簾漁業、咸北、咸南、江原、慶北に於けるにしん防簾漁業、同刺網漁業、同舉網漁業、慶南、全南竝に西海岸に於けるぐち碇船網漁業及たちうお一本釣漁業、黃海に於

る桁網漁業等にして其の他沿岸各地に於ける採藻業、慶南に於けるたこ釣及このしる旋刺網漁業、咸南に於けるはたく、擧網漁業、平南、平北に於けるえび柱木網漁業、魚箭漁業、靈張網漁業及防陣網漁業、西海岸に於けるえび醢船網漁業、弓船網漁業及中船網漁業、江原、咸南、咸北に於けるにしん擧揮羅網漁業、さば逐魚網漁業及ほつけ刺網漁業等稍々見るべきものあり。然るに明治十五、六年以來内地人の通漁稍々盛大となるや、南鮮地方の沿岸に於ては内地人間のひしこいわし地曳網、同權現網、さわら流網、たい延繩、ふか延繩、さば流網、潜水器等の運用漁具に依る漁業漸く起り、明治三十七年通漁條約の改締に依り、朝鮮全沿岸に亘り内地人の漁業を認めらるるや、通漁盛となり之と共に移住者亦漸次其の數を増し來れり。斯くて明治四十二、三年日韓併合前後よりは内地人經營の各種の漁業急激に發展し就中巾着網漁業、縛網漁業、大敷網漁業、角網漁業、柵網漁業等内地式の漁業盛況を來し、朝鮮人亦之に刺戟せられて自然發達の機運に向ひしを以て朝鮮在來の漁業は稍々其の面目を一新するに至れり、殊に打瀬網漁業、鮫鱈網漁業、流網漁業、地曳網漁業、延繩漁業等の如きは全く内地式を模倣し内地人の資本を仰ぎ漁船、漁具其の他の設備を整へ漁獲並に其の處理方法等内地人と全然同様に操業するに至れり。斯の如く朝鮮水産革新の時機に遭遇したるを以て本府及地方廳に於ては各種漁業試験、漁業傳習、漁業資金貸付、漁具、漁船の給與、或は其の補助等各般に亘り指導獎勵の方法を講じ夫々相當の成績を擧げたり。是等の施設は各種漁業に對する内地人の企業と相俟て朝鮮

漁業の發達に貢獻し延て漁業の種類漸次増加して、現在に於ては約百種の多きに達したるが其の主なるものを表示せば左の如し。

主なる漁業

漁業の名稱	從業船數 (又は漁網數)		漁獲高	主なる漁獲物
	艘	艘		
大臺網漁業	三六九	統	一、〇三五、四〇四	ぶり・さわら・ひらす・たちうお
その他の定置漁業	一四、七七三	統	八、三一七、三九二	たら・にしん・まいわし・ぐち・えび・たちうお
地曳網漁業	二、六九五	統	一、五二九、七三五	まいわし・ひしこいわし
權現網漁業	一、四一二	統	一、七一一、二八〇	ひしこいわし
打瀬網漁業	八六三	統	一、五二一、四六八	かれい・ひらめ・はも・あなご・えび
鮫鱈網漁業	六、〇四九	統	六、〇六九、九九〇	ぐち・にべ・えび・えい
機船底曳網漁業	二〇一	統	三、九七一、三三六	めんたい・かれい・ひらめ・たら・あかむつ・ぐち・たい・かに・ふか
機船巾着網漁業	二四五	統	一三、二一〇、四三八	さば・あじ・まいわし
流網漁業	九、五四五	統	七六〇三、六六二	まいわし・さば・さわら・まなかつお・ひら・ぐち・にべ

漁業の名稱	從業船數 (又は漁網數)	漁獲高	主なる漁獲物
刺網漁業	二、〇七一 <small>隻</small>	一、九〇七、四七九 <small>円</small>	めんたい・っほけ・にしん・ぐち
延繩漁業	一五、七二八 <small>隻</small>	五、三二六、三八二 <small>円</small>	たら・はも・あなど・さば・めんたい・たい・すずき えい
一本釣漁業	五、五五五 <small>隻</small>	一、五三一、三八五 <small>円</small>	たい・たちうお・ぐち・あこう・めばる
捕鯨漁業	一二 <small>隻</small>	四〇七、一八〇 <small>円</small>	ながす、しろながす
潜水器漁業	二四三 <small>隻</small>	七二八、五七一 <small>円</small>	あわび・なまこ・たいらぎ いたらがい・いがい
裸潜漁業	一八〇 <small>隻</small>	九〇八、四一八 <small>円</small>	あわび・さざえ・てんぐさ・ぎんなんそう・さくらそ う
捕貝採藻漁業	九、一三八 <small>隻</small>	三、一四二、〇〇〇 <small>円</small>	あさり・はまぐり・かき・まて・あげまき・ふのり・ わかめ・こんぶ

又魚種別漁獲高百萬圓以上のものを挙げればまいわし一千六百六十三萬圓、かたくちいわし三百三十六萬圓、さば五百四十三萬圓、ぐち三百八十七萬圓、めんたい四百十九萬圓、たい百三十二萬圓、にしん二百五十三萬圓、たら百四十八萬圓、さわら百二十萬圓、かれい百五十四萬圓、たちうお百九十一萬圓、えび二百三十四萬圓、あじ百五萬圓、にべ百二萬圓の十四種なり。

現今朝鮮海に於て主として使用する漁船の大部分は日本型及朝鮮型の帆船にして、其の他多少の機船及支那型戎克船あり。日本型漁船は日露戦争前後より内地人漁業者の刺戟に依り朝鮮人の之を使用するもの漸く増加し、施政後大正七年迄本府は年々一萬圓を各道地方費に補助して一般水産業改良獎勵の資に充てしめたるが、各道亦朝鮮人業者に日本型漁船の普及を圖る爲漁船購入資金補助及貸付並に船匠講習等を施行せり。尙昭和元年よりは八箇年準繼續事業として沖合漁船獎勵補助を開始し以て優良漁船の普及を圖り併せて沖合漁業の進展に資せんが爲國庫より各道地方費を通じて之を實施し來りたるも財政の都合に依り昭和六年度迄にて中斷されしが昭和九年度以降更に之を實施することとなりたるものにして其の實績を擧ぐれば別表の如し。斯くて日本型漁船は明治四十四年其の數三千十五隻なりしもの逐年増加して昭和十年には二萬五千五百六十四隻に達し漁船總數の五割三分に當れり。然れども其の船質を見るに打瀬網・鮫鱈網・流網漁船等に於ては稍々見るべきものあるも未だ優良漁船の普及充分ならず、概ね小型漁船に止るを遺憾とす。朝鮮型漁船は明治四十四年其の數九千七百七十隻なりしもの是亦漁業の發展と共に増加し、昭和十年には二萬三百三十五隻に達し漁船總數の四割二分に當れり。元來朝鮮型漁船は其の構造の脆弱、技工の拙劣、作業上の不便等其の性能日本型漁船と比肩し難きを以て僅に東海岸の一部を除くの外一般に増加率低きのみならず南海岸に於ては既に年々減少の傾向あるを見る。然れども朝鮮人漁民の經濟力及永年の慣習等に依り俄に捨て難きものあるに

鑑み本府水産試験場に於ては特に之が改良を研究し所謂改良型漁船として建造したるものを使用せしめ其の成績見るべきものあり、近時漸く普及せられつゝあるを見る。動力附漁船は明治四十二年頃までは、さわら流網機船一、二隻ありしも中絶し、其の後大正八年に發動機附漁船一〇隻を見たるに始まり昭和十年には一千四百十隻を數ふるに至り、今後沖合漁業の進展に伴ひ漸次増加すべき見込なり。以上の外平北、平南に於てえび柱木網漁業の爲特に支那戎克船を使用するものあり、其の數詳かならざるも毎年約三百隻に及ぶものゝ如し。

前記各種漁船は其の總數に於て年々平均千餘隻を増加し、明治四十三年一萬六千七百九隻なりしもの昭和十年には四萬七千八百五十八隻に達せりと雖朝鮮海漁場の現況よりすれば猶其の數甚だ少く船質亦一般に優良ならざるを以て將來其の數の増加と質の向上とを圖ることを要す。而して内地型漁船は從來船匠不足にして其の技工亦概して不充分なるとに因り多くは内地より移入したりしも近時鮮内造船業の進歩に依り材料の一部を内地に仰ぐの外主として鮮内に於て造船せられ尙發動機船の如きも其の大半は鮮内に於て建造せらるゝに至れり。

(別表)

年度別各道優良漁船獎勵補助實施表

道名	種別	昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度		昭和八年度		昭和九年度		昭和十年度		昭和十一年度	
		隻数	補助額	隻数	補助額	隻数	補助額	隻数	補助額	隻数	補助額	隻数	補助額	隻数	補助額	隻数	補助額	隻数	補助額	隻数	補助額	隻数	補助額
京畿道	帆機	三	一、九九五	八	五、三〇五	三	一、三〇〇	七	七、四四〇	二	一、七五五	三	三、五九三	二	二、〇〇〇	三	三、五九三	三	三、〇〇〇	三	一、五二〇	三	一、六六〇
忠清南道	帆機	五	二、七六一	二〇	六、一五四	五	五、六五九	五	五、七五五	四	四、三三七	二	二、七五五	二	二、〇〇〇	二	二、七五五	二	二、〇〇〇	二	二、七五五	二	二、〇〇〇
全羅北道	帆機	六	二、五三三	三〇	六、四〇〇	四	四、〇〇〇	五	五、四〇〇	四	四、〇〇〇	五	五、四〇〇	四	四、〇〇〇	四	四、〇〇〇	四	四、〇〇〇	四	四、〇〇〇	四	四、〇〇〇
全羅南道	帆機	三	五、五〇〇	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇	三	一、四〇〇
慶尙北道	帆機	七	七、八五〇	二	一、四六三	二	一、四〇〇	二	一、四〇〇														
慶尙南道	帆機	二	六、一三三	五	一、二七九	一	一、八九六	一	一、二三四	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇										
黄海道	帆機	〇	四、八七七	四	八、七二〇	二	二、一九六	二	二、三四九	二	二、三四九												
平安南道	帆機	五	二、六〇〇	三	二、八七〇	三	三、五八〇	三	三、五八〇														
平安北道	帆機	一	三、七五九	二	七、四九五	一	六、八六〇	一	七、〇〇〇	一	七、〇〇〇												
江原道	帆機	一	四、〇六九	二	八、一〇〇	二	七、九〇五	二	七、九〇五														
咸鏡南道	帆機	四	三、一三〇	五	一〇、〇〇〇	六	八、八六〇	六	九、八八〇	六	九、八八〇												
咸鏡北道	帆機	二	三、〇〇〇	二	九、〇〇〇	二	九、〇〇〇	二	九、〇〇〇	二	九、〇〇〇	二	九、〇〇〇	二	九、〇〇〇	二	九、〇〇〇	二	九、〇〇〇	二	九、〇〇〇	二	九、〇〇〇
合計	帆機	二五	一、七三三	一七三	五、三三三	一三三	一、〇七九	一三三	一、〇七九														

備考 昭和七、八年度は財政の都合上中止セリ

第四節 漁獲物の處理運搬及水産物冷蔵

漁獲物は其の種類、漁獲時の状況若は用途等に應じ鮮魚、鹽魚又は活魚として之を處理し市場に運搬す。鮮魚は碎氷と共に箱に詰込み重量百斤内外の荷造とし消費地に輸送するの外近時冷蔵船を使用し内地各地に搬出するものあるに至れり。鹽魚は叭、箱、籠等に容れ或は船艙に散積と爲し、活魚は活洲を設備せる船舶に依りて運搬す。其の内地仕向のものは漁業者又は運搬業者に依り主として發動機船を以て漁場及漁業根據地より直接下關其他の地方に運搬販賣せらるゝものにして、特に近時活魚の搬出著しく増加の傾向にあり。其の昭和十年中に於ける運搬數量九千四百七十餘萬斤、價額六百九十餘萬圓なり。尙昭和十年の運搬船は石油發動機船八百三十四隻、帆船日本型二千十四隻、朝鮮型一千九百六十五隻、其他二百七十七隻合計五千三十隻に達せり。

鮮魚の處理運搬に要する氷は一箇年約二十一萬噸内外に達し之が供給は鮮内より約十三萬噸、内地方面より約八萬噸とす。而して鮮内の供給は人造氷約八萬噸、天然氷約五萬噸にして内地よりの移入數量八萬噸は下關を主とし全量の七割五分、其の他長崎、博多、廣島、吳、神戸、大阪等を其の二割五分とし内地に往來せる鮮魚運搬船之を積載移入す。是等は内地出帆の都度氷を積載して適當の荷足と爲し航海の便に供すると共に漁況に應じて自由に各地に航走するを得るの利あるを以て、鮮魚の市場變更せざる限り、縦令朝鮮産氷の供給數量豊富となり、其の全量に對する供給力あるに至るも、將來俄かに内地製氷の供給を杜絶せしめて之に代り得べきに非ず。然れども是に依り他の一面に於ては又

尠からざる不利不便を招くのみならず、鮮内奥地及滿洲方面仕向の鐵道輸送に依るもの漸次増加し來りたれば水の自給自足を圖るは亦等閑に附すべからざる處なるを以て、昭和二年度以降昭和六年度に至る五ケ年間水産物冷蔵用製氷工場及貯氷庫の新設に對し國庫補助を行ひ、以て斯業の開發促進に資せり。之が實績は補助金總額十一萬四千七百二十七圓にして十噸製氷工場十一、貯氷庫十九の建設を見、これが爲漁業地に於て人造氷が常時豊富に且廉價に供給せらるゝに至りたる結果漁業者、鮮魚運搬業者及鮮魚取扱人等に甚大なる利便を齎したり。又朝鮮沿海の魚價は、南鮮方面に於ては逐年内地の市價に接近する傾向ありて、下關の市價の五割乃至七割を普通とするに至りたるも、東西兩海岸の交通不便なる地方に於ては、漁業資金比較的多額を要するに拘らず往時に比し甚しき逕庭を見ず、故に將來漁業者の共同運搬の獎勵、又は最近勃興の氣運に在る冷凍船又は冷蔵庫の利用、其他漁獲物處理を有利ならしむる方法を講じ漁業經濟の向上を圖るの要あり。

第五節 販賣機關

從來水産物競賣市場は専ら私人の營利事業として經營せられ而も之が監督の法備はらず、圓滑なる物資の集散に障害を及ぼすこと尠からざりしに依り、大正三年に至り總督府令第三百三十六號を以て市場規則を發布し、委託を受け競賣の方法に依り水産物の販賣業を行ふ場所を魚市場とし、其の經營並に營業に付ては許可を要することゝせしが、昭和十一年末現在に於ける魚市場數は二十にして其の經

營業並に營業許可を受けたるもの會社十一、組合一、個人一、計十三、經營許可のみを受けたるもの公共團體八、營業許可のみを受けたるもの會社五、個人二、計七なり。而して其の販賣に糶賣、算當賣入札賣等の方法を用ひ委託者より手数料として、鮮魚は賣上高の一割乃至一割二分、鹽乾魚は三分乃至七分を徴收し、更に其の一割五分内外を仲買人に歩戻金として交付す。荷主に對しては其の販賣代金中より、手数料及立替金を控除して即日又は翌日若は數日目に仕切す。又仲買人の買受代金の決済は五日拂を普通と爲すも地方の慣習に依り毎月二十一日拂又は翌月一日拂と爲すもの等あり。通常仲買人より身元保證金を徴收す。而して昭和十年の取扱高數量二千四百二十三萬八千九百七十疋、價額六百四十六萬四千四百圓を算せり。

水産物問屋業者は朝鮮にては古くより存在し、多くは水産物の外一般貨物を取扱ひ、貨物の集散に便なる場所には其の開設を見ざるなし。之を客主業と云ひ其の大なるものを旅閣と稱す。客主又は旅閣は漁業者又は荷主の委託を受けて仲買人又は小賣人に魚類を販賣すると共に、一面漁業者に資金を供給し、又買主若は荷主を宿泊せしめて其の仲介取引に便し、又荷主の爲に貨物保管に任ずる機關にして地方に依り古來一種の株と成れるを以て、新に該營業を開始せんとする場合には、賣買讓渡に依りて其の株を獲得するを例とし、各一定の勢力範圍を有し互に之を尊重して侵さず、客主は受託魚類に付荷主の指値あるときは之に依り、然らざる場合には各地の相場を標準として仲買人又は小賣人と

折衝し其の値段を決定す。

近時漁業組合の普及發達に伴ひ其の施設事業として魚價の公正を維持し且漁利の増進を圖ると共に一面魚族の蕃殖保護に資するの目的を以て漁業者の漁獲物の委託販賣を施行するもの多きを加へ、水産物販賣機關の中心勢力を占め魚市場に代替し逐年顯著なる成績を收めつゝあり。而して委託販賣事業の經營は生産者及消費者の福利増進を主とし、其の販賣設備、仲買人、競賣の方法は魚市場に於ける取扱と殆んど同一の方法に依るも可及的經費を縮減して手数料の輕減を圖り出荷の奨勵に努めつゝあるを以て、漁業者の漁獲物販賣上の利益極めて甚大なるものあり。昭和十年度末漁業組合總數百九十五中、委託販賣を施行するもの百八十三組合、其の取扱高二千六百七十餘萬圓に及べり。

此の外鮮魚の販賣には所謂魚類運搬業者あり。本業者は主として下關其他内地に根據を有し、漁業者の要求に應じ相當の漁業資金を貸付し、之が償還條件として其の漁獲物を引渡すの契約に依り、漁期中常に運搬船を漁場に廻航し漁獲物の引渡を受け、又は特に買收して之を内地に運搬販賣しつゝあり。

第六節 漁 港

朝鮮沿岸の地勢は頗る屈曲に富み到る處島嶼散在して自ら港灣を形成し、船舶の出入繫泊に好適の地多く漁業根據地として使用せらるゝ、港灣約三百箇所を有すれども、其の多數は天然の形成に放任し

て絶えて人工を加へず。是蓋し當時に於ける漁業は甚だ幼稚にして漁船の碇繫漁獲物の配給上完全なる漁港を要求すること切實ならざるものありしに因るべきも、年々港灣の不良に因る漁船の遭難甚だ多く、船體の損傷極めて多數に上るのみならず死傷者亦尠からざる状態にして殊に昭和五年、昭和八年、昭和九年及昭和十一年の暴風は何れも近年稀有の慘鼻を極めたりしが、沖合漁業の發達に伴ひ遭難漁船數も年々増加の傾向を有するのみならず、漁獲物の配給、大型漁船の増加に伴ひ相當の設備を有する漁港の修築を要すること極めて緊要事たるに至れり。

茲に鑑み本府は北鮮の要地清津に完備せる漁港を修築すべく、總工費百三十八萬圓を投じ、昭和八年工を起し既に第一期工事を了り第二期工事着々進捗中にて、既に第一期工事完成地域には水産關係の會社團體相踵いで、工場其の他の施設をなし、港頭一偉觀を呈せり。本漁港第二期工事近く完成の曉は水産業の進歩發展に對し異常なる貢獻を爲すべきは期して待つべきものあり。

然れども全鮮的に見るときは港灣の設備他に見るべきもの極めて少く大正元年以降地方費、府、邑面等地方團體の企業に對し國庫より相當の補助金を交付し緊要なる箇所より漸次完成に努めつゝありたるも其の施設は財政の都合上尙姑息的にして所期の目的を達するに至らず、其の組織的に計畫を定め修築を行ふに至りたるは大正十一年度以降の事に屬す。其の漁港修築の實績を概記すれば左の如し。

(一) 國費にて修築したるもの

道名	慶南	道名	咸北
港灣名	鎮海港	港灣名	清津漁港
工事の概要	突堤 長幅長幅 埋立橋 長幅 埋立揚場	工事の概要	防波堤 長サ 埋立揚場 長サ
概要	二四二間 二五八間 二二四間 二、七五〇坪	概要	七五六米 七二〇米 四、〇〇〇平方
施行年度	自大正十一年度 至同十四年度	施行年度	自昭和十八年度 至昭和十九年度
工費	一四、〇〇〇円	工費	一、六〇、〇〇〇
事業主體	國	事業主體	國
計		計	一、五三、〇〇〇

(二) 國庫補助を與へて修築したるもの

道名	全北	道名	全南
港灣名	於青島港	港灣名	別刀港
工事の概要	防波堤 一〇〇間	工事の概要	岩石切取 防波堤 元間
施行年度	自大正二年度 至自大正五年度	施行年度	自大正六年度 至自大正六年度
總工費	五、七〇〇円	總工費	六、三〇〇
國庫補助	三、五〇〇円	國庫補助	二、〇〇〇
地方費	—	地方費	四、〇〇〇
府費	—	府費	—
面費	—	面費	—
寄附金	二、二〇〇円	寄附金	—
事業主體	地方費	事業主體	同

道名	港灣名	工事の概要	施行年度	總工費	國庫補助	地方費	府費	面費	寄附金	事業主體
同	楸子港	防波堤 三五間	自大正七年度	六、三三八	二、五〇〇	三、八三八				同
同	山地港	防波堤 三〇米	自昭和元年度	三六三、九六九	一三、九六〇	六〇、〇〇〇		五、九六九	三〇、〇〇〇	濟州面
慶北	浦項港	左岸導水堤 三三〇間 右岸同 一九五間 制水工 六箇 浚水工の増設 三、四三四坪 左岸導水堤 二四〇米 右岸同 一四米	自大正七年度 至同九年度 自大正十年度 至同十二年度 自昭和元年度 至同五年度	一五五、〇〇〇 六七、五〇〇 四六、八〇〇 二二、四〇〇 七九、九九九	六七、五〇〇 三三、四〇〇 一五、六九九	六七、五〇〇 三三、四〇〇 一五、六九九				地方費
同	江口港	防砂堤 五〇間 川口切開堤 三〇間 縮切堤 二五五米 右岸導水堤 二四五米 制水堤 二、六〇米 埋立 一八、六四四方米 浚深 四、八〇〇平方米	自大正三年度 至昭和五年度	七、五七六 一九九、六五五	四、〇〇〇 八九、八四六	三、五七六 一〇九、八一一				地方費
同	九龍浦港	防波堤 一〇〇間	自大正七年度	二六、一八五	一〇四、七〇三	一〇〇、〇〇〇		七七、一八三		滄州面
慶北	甘浦港	防波堤 九間	自大正十四年度	三六、五六八	七六、〇〇〇	三三、〇〇〇		九〇、五六八		陽北面
慶南	彌勒島港 (通稱彌勒島港)	埋立 一、九六九坪 防波堤 五〇間	自大正四年度	六、四三三	一、〇〇〇	地方費 三〇〇 岡山縣 四、〇〇〇		漁業組合 八四三		南浦漁業組合
同	方魚津港	防波堤 一四間	自大正三年度	四七、三六六	一六三、四四五	二五、〇〇〇			八九、八九二	地方費

第二章 漁業

慶南	江原	平南	慶南	咸北	同	同	同	江原
統營港	墨湖津港	漢川港	釜山港 (釜山港) 設備	清津漁港	注文津港	外翁峙港	汀灘港	大浦港
大閘扉長一、三〇米 幅四〇米深三乃至三米	防波堤 二四米	埋立 一、八、〇〇四平方米 上揚場 一三七米 一七七米 一棟	岸壁 一、九三米 上揚場 一三米 一棟	南北防波堤 空間 防波堤一三米の改築 防波堤石の復舊	防波堤 八〇間 防砂堤 四三間 導水吐口 四三間	防波堤修理 五三米	防波堤 一四三間 護岸切堤 一三七間 防砂堤 一三〇米 護岸切堤 一三〇米	防波堤 三〇間 防砂堤 三〇間 防波堤修理 三米
自昭和六年度	自昭和六年度	昭和四、五年度	自昭和三年度	自大正四年度 昭和三、四年度 昭和五年度	自大正五年度	昭和五年度	自昭和四年度 自大正五、四年度	自大正七年度 昭和五年度
三〇〇,〇〇〇	一〇八,八八八	六三,七六二	四〇八,五四〇	六三,〇〇〇 五五,〇〇〇 二二,五〇〇	三三〇,一〇三	三三,五〇〇	一六九,四〇〇	三三,五〇〇 五五,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	六,一六六	三,九〇〇	二九,八〇七	五,〇〇〇 四〇,〇〇〇 一〇,〇〇〇	七,七三六	二,八〇〇	六,五三三	二,一五〇 二八,〇〇〇
一五,〇〇〇	一六,一四三	二五,三六二	—	一三,〇〇〇 三,五〇〇 —	八〇,〇〇〇	七〇〇	五九,八八〇	三,五〇〇 七〇〇
—	—	—	二六九,五三三	二,四〇〇 二,五〇〇 —	—	—	—	—
七,〇〇〇	—	—	—	—	六,三六七	—	受益面 四〇,〇〇〇	—
—	一六,四九九	六五〇	—	三,五〇〇 三,五〇〇 —	—	—	—	—
地方費	地方費	地方費	釜山府	同 清津府 災害復舊	地方費	同 災害復舊	地方費	同 地方費 災害復舊

道名	港灣名	工事の概要	施行年度	總工費	國庫補助	地方費	府費	面費	寄附金	事業主體
黃海	海州港	防潮堤 繫船壁 埋立 起重機 1,018.55米 1,500米 二臺	自昭和三年度 至昭和八年度	496,100	396,100	150,000	—	100,000	—	同
同	延坪島港	防波堤 94米二	自昭和六年度 至昭和七年度	150,000	77,000	77,000	—	—	—	同
咸南	新昌港	防波堤 防砂堤 250米 250米	自昭和七年度 至昭和八年度	128,800	113,800	15,000	—	15,000	—	同
江原	厚浦港	防波堤 甲 200米 乙 200米 丙 80米	自昭和七年度 至昭和八年度	224,700	157,000	43,000	—	受益面 13,000	—	同
咸北	漁大津港	防波堤 300米	自昭和七年度 至昭和八年度	27,700	15,000	4,000	—	—	2,000	同
江原	庫底港	防波堤 防砂堤 400米 200米	自昭和七年度 至昭和九年度	330,000	157,000	110,000	—	—	50,000	地方費
計				5,383,350	3,990,133	1,746,644	2,266,033	5,500,550	222,550	

(三) 公共團體等に於て修築したるものにして主要なるもの

道名	港灣名	工事の概要	施行年度	工費	事業主體
京畿	小舞衣港	檢石防波 延長 三四米 天幅	昭和十一年度	17,200 四	道費
忠南	仙掌港	荷揚場改築 延長 一〇間 七間 六六五	大正十年度	4,500	仙掌面

同	同	慶南	同	黃海	同	同	全南	咸北	同	江原
三千浦港	船所里港	統營港	龍湖島港	海州港	翰林港	慕瑟浦港	西歸浦港	西水羅港	汀灘港	瓮津港
防波堤 鐵筋棧橋 浮棧橋	防波堤	荷揚場 新設	突堤石造 附屬護棧岸	埋立物揚場	防波堤	護岸道路 防波揚場 側溝	防波堤	防波堤	防波堤	防波堤 防砂堤
延長 幅長 六三間 二六間 延幅 六三間 天幅 六三間 延幅 六三間 幅長 五八間 五米	三七間	修理 四五箇 新設 四箇所	一一二 八二五 間間間	二〇〇坪	五三米	五三間 一五坪 一七一坪	一一九間	三〇間	二八間	三五間 延長 三〇五間
昭和三年度	昭和三年度	大正十五年度	大正十四年度	大正十一年度	昭和五年度	大正十五年度	大正十四年度	大正十三年度	大正十一年度	自大正八年度 至同十一年度
二、四三七	四、〇〇〇	八、〇〇〇	三、九六五	一、九七五	八、二〇〇 (內地方費四、〇〇〇)	五、三二	一五、〇〇〇	六、六三〇	四、五〇〇	六、〇〇〇
地方費	同	同	同	地方費	濟州島舊右面	大靜面	右面	芦西面	三陟面	道川面

道名	港灣名	工事の概要	施行年度	工費	事業主體
道南	舊島港	突堤	昭和六年度	三八四米	
同	鰲島港	護岸 燈竿場 荷揚場 取付道路	同	一〇一箇所 一五〇米	
江原	墨湖港	防波堤の修理	昭和七年度	一一、〇〇〇	
計				一、一七六	

(四) 窮民救濟事業として國庫補助を與へ修築したるもの

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
慶尙北道	江口港 (擴張)	自昭和六年度 至昭和八年度	一八、〇〇〇 _円	九、五〇〇 _円	地方費	地方費負擔 九四、五〇〇 _円
同	甘浦港 (擴張)	自昭和六年度 至昭和八年度	四九、〇〇〇	三、五〇〇	同	同 三四、五〇〇
同	九龍浦港 (擴張)	自昭和六年度 至昭和八年度	五四、〇〇〇	二七、〇〇〇	同	同 二九、〇〇〇
慶尙南道	釜山南港防砂堤 (築造)	自昭和七年度 至昭和八年度	一八、〇〇〇	九、〇〇〇	釜山府	府負擔 九、〇〇〇
全羅北道	群山漁港	自昭和六年度 至昭和八年度	一三、〇〇〇	六、〇〇〇	群山府	府負擔 四、〇〇〇 地方費負擔 三、〇〇〇

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
忠清南道	大川港	自昭和九年 至昭和十二年	一九,〇〇〇	九,五〇〇	道費負擔	九,五〇〇
全羅北道	於青島港	同	三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	道費負擔	二〇,〇〇〇
全羅南道	翰林港	同	三〇,〇〇〇	六,〇〇〇	道費負擔 附	二四,〇〇〇

(五) 窮民救濟事業として國庫補助を與へ修築中のもの

全羅南道	山地港 (擴張)	自昭和六年度	二〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	濟州面	地方費負擔	六,五〇〇
黃海道	釜浦港	自昭和八年度	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	地方費	地方費負擔	五,〇〇〇
平安南道	鎮南浦漁港	自昭和六年度	七,〇〇〇	七,〇〇〇	同	同	三,〇〇〇
咸鏡北道	城津漁港	自昭和八年度	二六,〇〇〇	一六,〇〇〇	同	同	一〇,〇〇〇
同	西水羅港	自昭和六年度	二五,〇〇〇	一六,〇〇〇	同	同	九,〇〇〇
慶尙南道	大邊港	昭和七年度	五,〇〇〇	三,〇〇〇	道費	道費負擔	二,〇〇〇
同	長承浦港	昭和十年度	一〇,〇〇〇	六,〇〇〇	道費	道費負擔 附	四,〇〇〇

第二章 漁業

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	考	備
慶尙北道	丑山港 (擴張)	同	七〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	同	道費負擔	四三,一〇〇 一〇八,〇〇〇
同	江口港	同	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	同	道費負擔	六三,四〇〇 二六,〇〇〇
同	大甫港	同	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	同	道費負擔	三二,五〇〇 一五,〇〇〇
慶尙南道	釜山薩摩 堀船溜整理 其ノ他工事	同	二五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	釜山府	府負擔	一〇〇,〇〇〇
平安南道	老江鎮港	同	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	道費	道費負擔	五〇,〇〇〇
平安北道	登串港	同	五〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	同	道費負擔	四五,〇〇〇
江原道	東草港	同	三〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	同	道費負擔	一五〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇
咸鏡南道	元山港	同	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	元山府	寄府負擔	三五,〇〇〇 一五,〇〇〇
咸鏡南道	西湖津港	同	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	道費	道費負擔	四五,〇〇〇
同	同	自昭和十年 至昭和十五年	一〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	同	同	四五,〇〇〇
咸鏡北道	清津岸 (易設備)	同	二〇〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇	清津府	府負擔	四〇,〇〇〇
計			一,一〇五,〇〇〇	一,一〇五,〇〇〇		寄府負擔	六〇六,〇〇〇 六三,〇〇〇 一七五,〇〇〇

(六) 時局應急施設として國庫補助を與へて修築したるもの

道名	港湾名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
忠清南道	大川港	自昭和七年度 自昭和八年度	二六,〇〇〇	五,〇〇〇	道費	道費負擔 五,〇〇〇
全羅南道	於蘭鎮港	自昭和七年度 自昭和八年度	四,〇〇〇	七,〇〇〇	面	面負擔 七,〇〇〇
慶尙北道	丑山港	自昭和七年度 自昭和八年度	三,〇〇〇	六,〇〇〇	道費	道費負擔 六,〇〇〇
慶尙南道	大邊港	自昭和七年度 自昭和八年度	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	同	同 五〇,〇〇〇
黃海道	大青島港	昭和七年度	二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	同	同 一〇,〇〇〇
江原道	束草港	自昭和七年度 自昭和九年度	一三〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	同	同 一四七,〇〇〇
同	汀灘港	自昭和七年度 自昭和八年度	一六,〇〇〇	一三,〇〇〇	同	同 三〇,〇〇〇
平安北道	登串港	自昭和七年度 自昭和九年度	六〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	同	同 九〇,〇〇〇
計			三六,〇〇〇	三三〇,〇〇〇		道費負擔 一三二,〇〇〇 面負擔 一七〇,〇〇〇

(七) 地方振興土木事業として國庫補助を與へて修築中のもの

道名	港灣名	施行年度	總工費	國庫補助	事業主體	備考
全羅南道	巨文島港	昭和十一年度	100,000 <small>円</small>	50,000 <small>円</small>	道費	寄道費負擔 40,000 10,000
慶尙北道	浦項港 (擴築)	同	120,000	60,000	同	道費負擔 60,000
慶尙南道	三千浦港	同	60,000	30,000	同	寄道費負擔 30,000 20,000
黃海道	海洲港 (擴築)	同	200,000	150,000	同	道費負擔 150,000
江原道	厚浦港	同	70,000	35,000	同	寄道費負擔 17,500 17,500
計			550,000	300,000		寄道費負擔 33,500 47,500

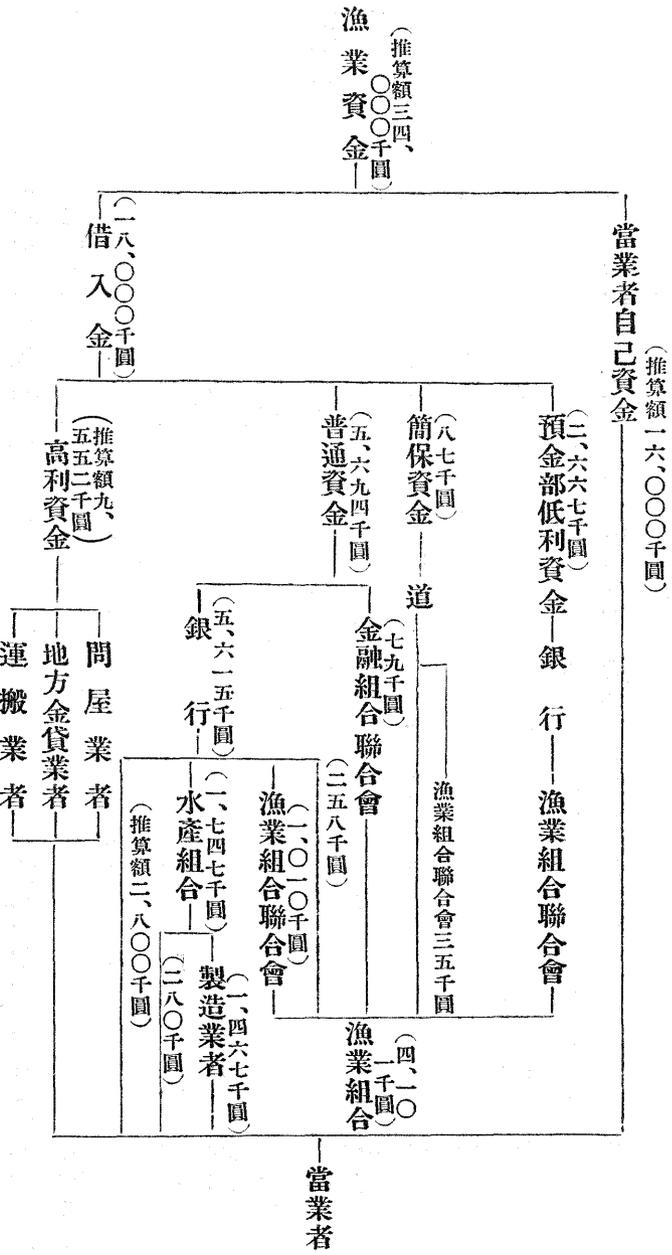
第七節 漁業資金

朝鮮在住漁業者の最近に於ける漁業投資額に就ては、今茲に詳細なる調査を缺くと雖統計其の他の材料を基礎として之を推算するに漁船千二百萬圓、漁具千四百萬圓、運轉資金八百萬圓、合計三千四百萬圓の巨額に達せり。而して右投資額中經營者自身の投資額と目すべきものは、大體千六百萬圓に過ぎずして、他の千八百萬圓は之を借入に據れり。其の借入金中漁業組合、朝鮮殖産銀行、東洋拓殖株式會社、金融組合聯合會、道費又は朝鮮内魚市場の貸出に係る比較的低利と目せらるゝもの約八百

五十萬圓を除く九百五十萬圓は地方金貸業者又は魚問屋業者或は魚類運搬業者の貸出に係り、少くとも年三割以上の高利を以て借入るゝか(別表漁業組合負債調参照)又は無利子を標榜するも債務者の漁獲物は之を債權者に引渡すの條件に依るものにして常に市價に比し安價に引取らるゝが故に事實に於て高利に相當し、漁利の大部分は之等の者に壟斷せられつゝあり。翻つて漁業の状態より見るに近時動力附漁船に依る稍々大規模の漁業發達し、之が漁業者は多少の資力を有するか、然らずとするも運轉資金の融通比較的容易に行はれつゝありと雖漁業の全體より通觀するときは尙沿岸小漁業者大部分を占め、而も之等の小漁業者は資力薄弱なる無産階級に屬し、前述の如く高利の借入金に依り辛うじて漁業に従事するを以て、常に負債の償還に追はれ生活の安定を得ざる狀況に在り。之に對し低利なる資金の融通を圖り漁民の手に收むるの方途を講ずるは、漁業の發展と漁業者の福祉を増進する上に於て最も緊要なる事項にして、右に關しては漁業組合に於て資金の造成に努め、之を以て組合員に低利貸付を行ひ、或は漁業組合聯合會、銀行其の他の金融機關より起債を爲し資金融通の途を講じ、昭和十年度に於ける起債額約一千百六十四餘萬圓(漁業組合百九十五萬圓、同聯合會百五十萬圓水産組合八百二十萬圓)に及び良好なる成績を擧げつゝあるも組合の財政的基礎鞏固ならざるものありて未だ全般に互り之が施設の徹底を見るに至らず。然れども漁業組合に對しては常に適切なる指導を爲すと共に現に國庫及道費より各種の補助金を交付し其の堅實なる發達を圖りつゝあるを以て、當業者の努力と相俟つて將來益々其の基礎を鞏固にするに至るべし。一面長期低利資金の供給を圖り漸次高利資金の侵入を防ぐに於ては組合の金融事業亦相當圓滑を期することを得べし。今漁業資金供給

系統を示せば左の如し。

漁業資金供給系統圖



(註) 簡保資金トハ朝鮮簡易生命保險積立金資金預入ニ依ル預金部資金ヲ謂フ

漁業組合員負債調 (昭和十年十二月末日調)

(其ノ一)

道名	組合員總數	同上組合員負債	金 融							負債總額
			漁業組合 水産組合	金融組合	銀行會社	運搬業者	問屋	個人	其ノ他	
京畿	一、二六五	六〇〇人	三三、八六六 円	六三、三六六 円	四〇〇〇 円	一 円	一五、三六〇 円	九、七五 円	五、一四三 円	一四六、二六九 円
忠南	一、三六五	一、〇一四	九、六三三	一三、〇六五	—	七五〇	一五、〇三〇	五七、五六六	二、八三五	九六、八七八
全北	一、八九九	一、零二二	六三、六六九	二四、三三六	一、三五〇	一九、七六〇	七五、四二六	一六三、六四六	七、七三九	三五四、九〇八
全南	六三、一五五	三九、八四四	三九、六六七	一、五五、〇三九	一八五、一三三	九二、一六四	三六、一九六	二、六九九、三五六	九六、一九七	四、五四、七四二
慶北	五、五五五	四、五五四	四三、八二五	二四七、三三九	二二、一九〇	一八、六九〇	二五、六三〇	八五〇、三三四	六五、八三三	一、八三、五〇二
慶南	二六、八三三	一三、二二二	六三、一三四	四八四、七五〇	三六八、一〇九	一六、八八四	三三、〇二五	一、〇七、八一九	二五、一九〇	三、〇〇、〇六二
黄海	五、一九七	二、七〇二	六二、三五〇	二九、八六六	三〇、〇〇〇	八、六〇〇	五、五四〇	一四七、九八八	一八、四七五	三四、三、四九
平南	三、六四四	二、三〇五	五、一九二	四九、二〇五	三、七〇七	—	三二〇	八、二五三	五、七五〇	一四、九七七
平北	三、四八七	二、三六〇	三三、〇九五	九二、三三〇	四四、八〇〇	一、五〇〇	一八、八〇〇	二九、三六八	四、五五〇	六〇、八二三
江原	七、〇六八	五、二二二	四三、〇六八	二六、六五一	五五、〇〇〇	九二〇	三三、三四九	七五、三七八	五、〇三〇	二、九三、四三九

平南	四六、六九三	一〇、六五四	三三、五五七	一、四五四	九三、三三五	二二、三六三	三三、五九八	五、六六三	五、六四四	〃 六九、七三三
平北	三三、三五四	八七、三九九	九八、二六〇	三〇、四四三	五三〇、四六五	二二、六七〇	三二、〇五九	一六、六三〇	七、三五六	〃 四〇、〇〇〇
江原	一、五〇、二六八	三三、五九九	二七一、〇三二	三三、〇三〇	一、九八八、九三六	九三、二〇七	八二、六三三	八七、九〇一	二六三、四九一	〃 六五、〇〇〇
咸南	八七六、六〇八	二八一、八七三	四九九、二三八	四〇三、三六五	二、〇二一、〇六三	二四六、七三六	二二、三三〇	九八、五〇一	三六九、五七七	〃 四八、六〇〇
咸北	一、二四、六三九	八〇、四四八	七〇、九四四	一一二、〇二六	一、二七六、〇七七	七三、九六一	三四、六五二	五四	七七七、六六七	〃 七〇、五〇〇
計	七、二五六、四四四	一、五二二、三三九	一、九三三、〇六〇	一、九三〇、六四三	二、二七二、四六六	二、八五三、二六三	一、一六四、七三三	一、一六七、六四二	五、一八四、六九九	、

第八節 漁村振興

始政以來本府は沿岸漁村に漁業組合の設立を勸奨して其の合理的活動を促し以て漁民共同利益の増進を圖りたるが這は一に漁村の健實なる發達を策したるものに外ならず。而して其の漁村發達に貢獻したる所は別項に於て説くが如く蓋し尠少ならざるものありと雖も漁業組合の活動範圍は自ら局限せらるるのみならず個々の漁民に就て視るときは猶頽廢的氣分を脱し得ず所謂量入制出の念に乏しく眼前の享樂を逐ふが如き漁村の發達に鳩毒を爲すもの多く爲に漁民の負債は年々増大し其の漁業資金の負債のみにても實に千八百餘萬圓に達し一戸當り百二十圓餘を算するに至れり。茲に鑑み本府に於て

は昭和八年より漁村の振興、漁家の更生を期して一大振興運動を提起し漁民の眞摯なる覺醒を促すと共に個々の漁村に適應せる振興計畫の實施を見たるが爾來澎湃として全鮮を壓する農山漁村の振興氣運の高潮に乘じ更に昭和十年年度より半島の全面に亙る更生指導の十ヶ年擴充計畫を樹立せり。即ち朝鮮に於ける農山漁村の部落總數は約七萬五千餘にして其の中比較的漁家の聚落せる所謂漁村部落は二千九十七に達し内七十六部落に就ては既に昭和八、九兩年度に於て更生計畫の樹立を了したるを以て之が計畫の遂行を督勵すると共に爾餘の二千二十一部落に對しては別表の漁家更生指導部落擴充年次計畫表に基き漸次指導部落を擴充し漁家更生の目標を「收支の均衡」「負債の根絶」「備荒貯蓄」の三重點に置き自力共勵を基調として官民相協力之が指導に當り漁家の更生、漁村の振興を期せんとす。

漁村振興事業に就ては主として漁業組合をして之に當らしめ邑面其の他の機關は之に協力援助せしむることを原則とせるものにして本擴充年次計畫に於ても邑面其の他の指導擔當六百四部落に對し漁業組合の指導擔當部落數は一千四百十七を算するに至れるが尙本擴充計畫に屬せざる農村部落に點在する漁家に付ては其の所在邑面に於てそれぞれ更生計畫を實施することとし兩々相俟ちて今後十三箇年後には全鮮十二萬八千餘戸の漁家中貧窮漁家全部に對する更生計畫の擴充を完了せんとするものなり。

漁家更生指導部落擴充年次計畫表

朝鮮漁業の全般に就て見るときはその發達顯著なるものありと雖、猶局部的には規模小且技術幼稚

第二章 漁業

第九節 漁家の副業

區分	道名	漁村落數	既設指導部落數			擴充指導部落數			分年	將來擴充更生指導部落年次別内譯											
			邑面擔當	漁業組合	其他擔當	邑面擔當	漁業組合	其他擔當		昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	合計
計		三〇九七	三五	五二	一	五八二	二四七	六	邑漁業組合	二三三	一六九	一六六	一七〇	一六四	一五七	一四四	一三〇	一二二	一〇二	六	一四七
咸北		二三三	二	一	一	三四	九六	一	邑漁業組合	七	二四	二六	二五	二二	二〇	一八	一六	一五	一四	一	九六
咸南		一八九	一	一	一	九〇	五五	四	邑漁業組合	八	二〇	二二	二〇	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一	九五
江原		一八一	二	六	一	五	二五	一	邑漁業組合	六	一六	一七	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一	一五六
平北		一四	一	三	一	五	九	一	邑漁業組合	二	九	一〇	一	六五							
平南		一〇	一	一	一	四	六	一	邑漁業組合	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一	四四
黄海		一四	二	一	一	七	三	五	邑漁業組合	八	二二	一	七六								
慶南		三六	七	一	一	九	三	一	邑漁業組合	三	一三	一	三六								
慶北		三五	一	六	一	一	三	一	邑漁業組合	七	二一	一	九八								
全南		三六	一	一	一	五	一〇	一	邑漁業組合	一	六	六	六	六	六	六	六	六	六	一	三三
全北		五〇	一	一	一	六	一六	六	邑漁業組合	一	六	六	六	六	六	六	六	六	六	一	三五
忠南		七	一	一	一	六	一五	一	邑漁業組合	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一五
京畿		八九	二	三	一	三	三	一	邑漁業組合	三	一三	一	三三								

にして地先沿岸漁業に從來するもの少からざるを以て比較的閑散期を有すると共に其の收益亦尠く、殊に西朝鮮の如く沿岸凍結し、或は解氷に際し流水を見る地方に在りては、全く漁業を爲す能はざる時季ある等の關係上、本業のみにては生計を支持し難く従て副業を營む者比較的多く且其の種類亦多種に互れり。而して漁民は往時農民より轉化したるもの多き關係上、農業に従事する者大部分を占めたりしが、併合以來各種産業上の施設奨励に伴ひ漁家の副業にも自ら變遷を見るに至れり。即ち新に養蠶の如き或は器械製網の如き副業を生じ、又内地型漁船の普及に伴ひ漁閑期に回漕業を兼營する者を生じたるが如き之なり。内地人に在りては當初漁業を目的として移住し、主力を之に傾注せるが故に、朝鮮人漁業者に比し漁獲高遙に多く副業を營む者比較的尠かりしも、近時漁閑期を利用し、之に従事せんとする者漸次増加の傾向を來せり。漁家副業の種類は内地人、朝鮮人共に約十八種に及び共通のもの多く、其の主なるものを擧ぐれば、漁具の製作、農耕、養蠶、養豚、養鶏、雜貨販賣等ありて、之が副業を營む漁家の數は、各其の總數に對し内地人は四割、朝鮮人は六、七割に相當するものと推せらる。漁家の副業に就ては從來自然の發達に委ね、何等施設する所なかりしも漁民經濟の緩和を圖り、勤儉力行の美風を涵養する爲緊要なるを以て近時朝鮮に於ける農山漁村の振興運動に伴ひ各道に於ても有利適切なる副業を調査選定して益々之が普及を圖りつゝあり。

第十節 漁業處分及取締

明治四十二年舊韓國政府時代に於て漁業法及其の附屬法規を制定實施せしが不備の點尠からざりしを以て、明治四十四年六月制令第六號を以て新に漁業令を制定公布し、同時に漁業令施行規則其の他の附屬法規を發布し翌年之を施行せり。然るに漸次漁業の發達と社會各般の事情の變遷とに伴ひ、同令も亦幾多の不備缺陷を生じたるを以て昭和四年一月朝鮮漁業令を制定し、次で附屬法規全部に涉り改正を加へ、昭和五年五月一日より之を施行せり。現行令に於ては免許を受くべき漁業を六種、許可を受くべき漁業を十六種とし、其の他の漁業に付ては總て届出を要することゝせり。而して漁業權は免許を受くることに因りてのみ設定し得るものにして、之を物權として土地に關する規定を準用し漁業權及之を目的とする權利竝に入漁に關しては、登録制度を設け、其の權利の確保を計り、漁業權の存續期間は、之を二十年以内とし從來の更新免許制度を廢して延長許可制度に改め以て財産權としての價値の増進を圖れり。而して舊令發布の當初より免許漁業は總て朝鮮總督の免許を受くることゝなしたるが、中途事務簡捷竝に地方分權の主義に則り、特殊の事情あるものを除くの外は其の處分を道知事に委任することゝし、朝鮮漁業令に於ても亦此の方針に據り、專用漁業及養殖漁業（藻類の養殖漁業を除く）の二種を朝鮮總督の權限とし其の他の漁業は總て其の處分權を道知事に委任したり。許可漁業は捕鯨漁業、「トロール」漁業、工船漁業、機船底曳網漁業、潜水器漁業及機船巾着網漁業の六種に付ては朝鮮總督、其の他の十種に付ては、道知事の許可を受くるを要し、許可の期間は許可の際

行政官廳之を定むることゝせるが、捕鯨漁業、「トロール」漁業及工船漁業は規模大にして資本的企業に屬し、相當長期間の安固性を要するを以て之を十年以内とし其他の漁業は五年以内と限定せり。届出漁業は總て之を道知事に届出でしむることゝし、届出の有効期間は三年以内にて届出受理の際道知事之を定むることゝせり。免許漁業及許可漁業の出願又は申請に對する處分は、獨り漁業者の利害休戚に關するのみならず、公益上至大の關係あるを以て、努めて其の處分を慎重にし、虛業者を排除するの方針を採り來れる結果、漁業の經營漸次眞摯に赴き漁業に關する諸法規の完備と相俟つて、一層斯業の向上發展を見るに至れり。而して明治四十二年以降昭和十年末に至る漁業處分件數は、免許漁業出願五萬四千二百五十二件中免許件數は二萬二千二百二件、許可漁業申請二十七萬百八十三件中許可件數は二十四萬八千五百三十八件、届出漁業二十五萬八千二百八十五件に達せり。

水産動植物の蕃殖保護に關しては、明治四十四年六月漁業令と同時に漁業取締規則を發布し、之が取締上諸種の禁令を設け、其の後屢々之を改正整備したるが、近時斯業の急速なる發達に依り、猶實狀に適合せざる點尠からず。茲に於て昭和四年一月朝鮮漁業令制定公布と同時に、新に朝鮮漁業保護取締規則を發布し、濫獲酷漁に涉る漁具、漁法は之を制限又は禁止すると共に、從來各道取締規則中に規定せられたるものにして、朝鮮に於ける代表的又は各道共通のものに付ては、朝鮮漁業保護取締規則中に統一規定し、其の漁場、漁期又は體長等に關しては、採捕上一定の制限を加へ、同時に河

川漁業の保護に付ては、遡河魚類の通路を害すべき工事を取締るの規定を設けたり、又魚族の蕃殖保護及漁業取締上極めて有害なる有毒物、爆發物又は電流を使用して爲す漁業の禁止に關する規定を整備し、之が違反者に對する制裁を一層嚴にしたり。尙同規則中に規定するもの、外、特に一地方に限り水産動植物の蕃殖保護上、之が取締の要あるものに付ては、大正六年五月制定せられたる各道漁業取締規則の改廢を行ひ、以て一層之が取締を適正周到ならしめ漁利を永遠に保持するの途を講じたり。又漁業制限の顯著なるものを挙げれば捕鯨漁業に付ては明治四十年韓國政府に於て、捕鯨管理法を發布し、漁期、根據地及漁法等を制限し、爾來多少の改廢を経て今日に於ては捕鯨船數を十二隻に定めたり。「トロール」漁業に付ては大正元年及同二年に禁止區域の改正ありたるも、今尙朝鮮に於ては從業を見ず。機船底曳網漁業に付ては、從來其の許可に當り船數を制限し、禁止區域を定め、以て沿岸漁業者との衝突を防ぎ蕃殖保護を圖る所ありたるが、從來道處分に屬したるを以て、各道別に夫々操業區域竝に許可隻數を制限規定せられたる爲、漁業の性質上操業區域狹隘に失したるを以て、朝鮮漁業令施行と同時に之を擴張し、全沿岸を六區に分ち、各區に於ける許可數を限定し、同時に從來の禁止區域の一部を變更規定せり。従つて朝鮮に於ける本漁業は、内地に比較し、極めて合理的に且つ順調なる發達を見つゝあり。潜水器漁業に付ては從來操業區域を全沿岸を三區に分ちて各區に於ける許可數を定めたるも、現今の實況に應じ更に之を四區に改め、臺數の整備と漁獲物の統一を圖りた

り。尙新に工船漁業に關する許可制度を設け、定限數を五隻とし昭和五年鯉工船漁業の出現を見るに至りたるが、昭和十年に至り廢業せり。

漁業取締に從事する警備船は汽船四隻、發動機船十七隻を全鮮各沿岸要地に配屬し、一般海上警備と共に不正漁業の取締に當らしむることとし、尙慶尙南道及全羅南道には漁業取締船を備へ専ら沿岸及沖合漁業の取締に當らしめ、その他各道水産試験船をして漁業取締をも兼ねしめつゝあり。又昭和二年度に於ては從來各道に於て沖合の取締を至難とせられたる缺陷を補はんが爲本府に漁業取締船朝風丸を建造し主として沖合漁業の取締に從事せしめ前者と相俟つて其の完璧を期することとせり。尙昭和十一年竣功せる遠洋漁業保護監視船照風丸亦漁業取締の任を兼ねつゝあり。

第三章 養殖漁業

朝鮮在來の養殖漁業としては、全羅南道の光陽及莞島、慶尙南道の河東等に於けるのり養殖漁業のみにして何れも百數十年前の創始に係れるも、其の區域、産額等に付ては何等文獻の徵すべきものなく詳かならず。

日清、日露の兩役を前後にして内地より通漁及移住者等の出現を見たるが漸次之が増加と共に養殖漁業の有望なるに着眼する者ありて、明治四十三年以來咸鏡南道のかき、忠清南道及京畿道のあげま

き、全羅南道、慶尙南道ののり、かき、はいがい及もがい等の養殖を企圖する者簇出したるも、氣候風土を異にする朝鮮に於て、内地式養殖法を其の儘採用したる關係上、所期の成績を擧ぐるに至らずして其の多くは中途廢棄の已むなきに至れり。然るに之と前後して、本府は地方廳と共に淡水に於ける各種の養殖試験を開始し、爾來斯業の改良發達に努めたる結果次第に産額を増加しつゝあり。養殖漁業の概要を各種類別に述べれば左の如し。

一、のり

朝鮮に於て在來より行はるゝものにして養殖漁業と稱すべきものは、のりの養殖のみなり。のりの養殖はかきのそれと共に朝鮮に於て最も普及性大なるべきを豫想し之が助長獎勵に付本府は道費に對し昭和二年度より十箇年間總額四十二萬圓の國庫補助金を交付する計畫を樹て年次之を實施したる結果其の成績良好なりしと雖猶未開發の漁場頗る多く、更に適地適種による合理的開發を爲すべく昭和十一年度より十ヶ年計畫を以て、あさり、はまぐり、かきの養殖と共に國庫より道費に對し補助金を交付することとし、斯業開發助長に努めつゝあり。

養殖方法としては、朝鮮在來の簾式、内地にて廣く行はるゝ株簾、一本簾及全羅南道水産試驗場考案に係る浮簾式あり。簾式最も廣く行はれ株簾、一本簾之に次ぎ浮簾式亦其の長所を認められ相當に普及しつゝあり。尙この他天然の岩礁に附着する所謂いわのりを増殖する爲セメント床を築造する方

法行はる。

乾のりの製造方法としては朝鮮在來式及内地改良式を採用せるが朝鮮在來式に依るものは内地に移出せらるゝものなきに非ずと雖其の數量は僅少にして主として鮮内の需要を充し、内地改良式に依るものは内地、臺灣及滿洲方面に販路遍く、其の内大判物は主として關西、四國及九州方面に需要多く小判物は關東方面に仕向けらる。大判及小判の製造割合は内地各産地に於ける豊凶に應じ消長ありと雖大阪市場向の大判海苔大部分を占む。生産額は年々激増し大正七年には僅かに四萬八千圓に過ぎざりしが昭和十年には二百三十八萬圓に及び朝鮮に於ける重要産業の地位を占むるに至れり。而して其の主なる生産地は全羅南道の莞島、光陽、長興、高興、康津、海南、麗水及珍島の八郡、慶尙南道の河東及東萊の二郡、黃海道の大田津郡、慶尙北道の鬱陵島（いわのり）等にして全羅南道黃海道及慶尙南道の三道に於ては生産検査を施行して品位の維持と取引の便に努めつゝあり。増殖補助開始以來毎年の補助額、補助施設面積を擧ぐれば次表の如し。

のり増殖奨勵補助實施表

年度	昭和六年			昭和五年			昭和四年			昭和三年			昭和二年			道名	
	補助	補助	國費	補助	補助	國費	補助	補助	國費	補助	補助	國費	補助	補助	國費		
金額及面積	金額	面積	金額	金額	面積	金額	金額	面積	金額	面積	金額	金額	面積	金額	面積	種類	
	三・一	五〇〇	五〇〇											反	四	四	京畿
														反	四	四	忠南
	四・四	七三・三五	四〇〇	六七・二	五六〇	三五〇	三五	二〇〇						反	四	四	全北
	一・七九	二五・九六〇	一〇・二六〇	一・六〇・三	一六・一六	一五・六五	三・六五	二九・九五	二・二七〇					反	四	四	全南
		六六〇	六六〇	二・三	二・〇〇〇	二・〇〇〇	一三	二・〇〇〇	二・〇〇〇					反	四	四	慶北
	一・四・九	三五四	一〇〇〇	四九四・一	三・七六二	二・二一〇	八八二	三・三六二	四・八七〇					反	四	四	慶南
	三・四・七	二・五〇	一〇〇七・一	一四三・五	一・五四四・七	一・八〇〇	九六	一・四九・四	一・〇〇〇					反	四	四	黄海
	一	六九		〇・七	二三五	二五〇	〇・五	一四五	四〇〇					反	四	四	江原
	〇・五	一五	五〇			一四〇	〇・三	九七	一〇〇					反	四	四	咸北
		二二・二八・五	一四四九〇		二四・六二・七	二二・六〇〇		三七・五五・九四	二九・九四〇					反	四	四	計
		二・三八・五						四・六九・七						反	四	四	

第三章 養殖漁業

計	累	昭和十年度			昭和九年度			昭和八年度			昭和七年度			別年度	道名
		補助	補助	國費	補助	補助	國費	補助	補助	國費	補助	補助	國費		
補助	補助	國費	補助	補助	補助	補助	國費	補助	補助	國費	補助	補助	國費	金額	増殖種
面	金	交付	面	金	面	金	交付	面	金	交付	面	金	交付	及面積	類
積	額	額	積	額	積	額	額	積	額	額	積	額	額	の	京畿
一四	二,五〇〇	二,五〇〇	二	五〇〇	五〇〇	二四・五	五〇〇	三三・五	五〇〇	五〇〇	三	五〇〇	五〇〇	の	畿
七六	六,七〇〇	五,八七〇	四一・五	三,五〇〇	三,〇〇〇	三四・三	二,〇〇〇	三三・三	五〇〇	五〇〇	一	一	一	の	南
二二	二,三四・四	八,六〇五	三五・七	三,〇四〇・〇	二,二七五	二六・八	二,〇〇〇	三〇・六	三,〇九八・六〇	二,六六〇	一六・八	一,六二五	一,三〇〇	の	北
五〇	二,五〇,九〇・八	八七,一七五	二,一七三・八	六,〇〇〇	六,〇〇〇	一,一七七・七	六,〇〇〇	一,六五四	七,三六七	六,七五	一,七〇七	九,三三	八,四〇〇	の	南
一三四	二四,六九	二二,三三五	一八・八	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三	三,〇〇〇	三三・五	四,一五	四,一五	一〇・八	一,〇〇〇	一,〇〇〇	い	北
六三	六,三三・五	二四,六〇〇	二七・四	二,〇四〇・五	二,〇〇〇	一〇・四	四,〇三	一〇・五	四,五〇〇・五	三,三三五	九七	三,八四〇・三	三,六〇〇	の	南
三二	三,二九・一	二五,二六〇	〇〇	四,〇〇〇	四,〇〇〇	〇〇	二九七	六四・九	三,九三〇・三	二,六〇	三三	二,三九〇・四	一,七〇	の	海
一七	五,五七〇	五,五七〇	五	一,〇〇〇	一,〇〇〇	三・六	一,〇〇	二・九	一,〇〇	一,〇〇	二	五〇〇	五〇〇	い	原
二・五	八三三	七四〇	〇・七	二〇〇	一	一	一〇〇	〇・四	二五	三〇〇	〇・七	二五	一五	い	北
	二六,九七四・三	一七,一七五		六,三三七・〇	三,一七五		三,六七六・四		二五,三七〇・二	二二,九〇		三,一九五・三	二,三四・四	計	

昭和十一年度		昭和十一年度	
補助金額	補助面積	補助金額	補助面積
500		3,000	
		1,940	
		5,250	
		3,410	
		2,990	
		3,100	
		2,000	
		1,300	
		21,400	

備考 昭和十一年度に於ける補助金額及補助面積は未だ明ならず

二、かき

咸鏡南道永興灣及平安北道多獅島近海に於ては常時水面下に粗笨的に養殖せられ全羅南道海倉灣及蟾津江口等に於ては干瀉地を利用し、畦立、石撒又は貝殻撒を行ひ、慶尙南道加德灣及辰橋灣附近の他に於て更に進んで集約的養殖を爲すものあり。尙永興灣に於ては近年垂下式養殖法も行はる。前記のりと共に昭和二年度以來補助金を交付して斯業の奨励に努め來りたるが更に昭和十一年度より十ヶ年繼續事業としてのり、あさり、はまぐりの養殖と共に國庫より道費に對し補助金を交付して斯業開發の助成に努めつゝあり。補助開始以來の毎年の補助額、施設面積を擧ぐれば次表の如し。

かき増殖奨励補助實施表

昭和二年度	年度別		道名
	金額	面積	
	100	100	京畿
	600	600	忠南
	4,000	4,000	全北
	4,000	4,000	全南
	100	100	慶北
	2,500	2,500	慶南
	1,200	1,200	黄海
	300	300	平南
	100	100	平北
	1,000	1,000	咸南
	500	500	咸北
	10,400	10,400	計

昭和七年度			昭和六年度			昭和五年度			昭和四年度			昭和三年度			補助面積
補助面積	補助金額	國費交付額	補助面積	補助金額	國費交付額	補助面積	補助金額	國費交付額	補助面積	補助金額	國費交付額	補助面積	補助金額	國費交付額	
1	26.5	1	1	7.5	1	1	4.9	1	1.6	1.3	1.3	4.4	2.7	2.7	1反
2	5.3	1	2	9.5	9.0	1	11.3	1,000	1.5	1.7	1.7	2.5	1.7	4.0	5反
3	1	1.5	1	1.0	1.0	3	2.6	2.0	5	2.0	2.0	5	3.0	3.0	1.5反
4	2,47.4	4,94.0	3	3,13.3	6,10.0	5,000.1	1,648.6	7,36.0	40.0	2,44.4	2,50.0	3,10.9	5,2.6	3,94.0	2,67.反
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1.7	2.0	2.0	1.6	1	1	1反
6	4.3	7,30.0	1,000.8	5,97.1	6,30.0	1,57.8	7,74.0	7,74.0	5.7	5,000.1	5,000.1	4.1	3,53.0	2,50.0	2.8反
7	4.0	2.7	1.0	3.4	4.5	1.7	1,12.6	1,00.0	2.4	1,64.3	1,40.0	2.6	1,01.6	1,40.0	2.6反
8	3	2.6	3	3	2.6	2.8	1.9	1.0	2	3.0	2.0	1.1	3.7	3.7	6反
9	3.6	6.0	2.0	5.0	5.0	8	1.0	1.0	1	1	1	1	1	1	1反
10	1.7	2,60.0	1,666.7	2,55.0	2,50.0	1,247.9	1,195.5	1,40.0	6.6	1,65	1,30.0	6.6	1,00.0	6.3	3.3反
11	4.0	5	7.0	2.0	1.5	1.0	3.6	3.0	1.0	4.5	3.0	9.6	3.0	3.0	8.0反
12	5,14.0	1,61.0	6,57.7	2,666.3	1,74.0	8,27.5	2,401.3	2,00.0	2.2	1,310.4	1,300.0	4,65.5	2,446.3	1,01.0	3,50.反

三、あさり、はまぐり

南海岸及西海岸の干潟地はあさり、はまぐりその他の貝類の養殖適地に富むと雖從來は天然に産するものを採捕するに止り、之が養殖施設を爲すもの尠かりし爲需要の増加に伴ひ濫獲の傾向を生じ各所とも貝形の倭小化と産額の減少とを見つゝあるに鑑み、之が養殖設備の完備と、未開發漁場の開拓を圖るを目的とし、昭和十一年度より十ヶ年繼續事業として、のり、かきの養殖と共に、道費に對し、國庫より補助金を交付し以て斯業の助長獎勵に努むることとせり。

昭和十一年度あさり、はまぐり増殖獎勵補助國費交付額調

道	種名別	南	全	北	忠	南	平	南	平	北	計
	あさり	九〇円		三〇〇円		一円		六五〇円		七五〇円	一、一四〇円
	はまぐり	一五〇				二〇〇		五〇〇		一〇〇	一、〇〇〇

四、はいがい、もがい、あわび等の養殖を爲すものあるも産額多からず。

五、こいの養殖

朝鮮に於ては天然の池沼、水田、水利組合の發達に依つて築造せらるゝ貯水池等淡水養殖の適地に富むを以て斯業の振興を圖り之が資源の開發を企つことは農民に有利なる副業を興へ生活の安定に資すべきのみならず、貴重なる蛋白質食糧の需給を圓滑ならしむる效果頗る大なるものあり。然る

に從來淡水養殖事業の汎く普及せざりし原因は朝鮮に適應せる養殖方法不明にして其の利益周知せられず、且養殖用稚魚及卵の配給機關の缺如と斯業の模範となすべき實例の乏しきとに在りたり。依つて本府は慶尙南道密陽に養魚場を設け各種の試験を爲すと共に稚魚の配付を爲し、次で昭和三年本府水産試験場の鎮海養魚場設置さるゝやその事業を承繼し後述するわかさぎ、かむるち」と共にこの稚魚並に卵の配付を開始せり。爾後毎年の配付數は左の如し

年	次	こい稚魚	こい卵
昭和四年	一、〇〇七、九〇〇尾	二八一、〇〇〇粒	
昭和五年	一、〇四六、四〇〇	五二三、〇〇〇	
昭和六年	一、一四〇、七〇〇	五五〇、〇〇〇	
昭和七年	一、二三四、八五〇	二、一六〇、〇〇〇	
昭和八年	一、三三一、七〇〇	二、六二〇、〇〇〇	
昭和九年	一、二一三、四〇〇	一、六三〇、〇〇〇	
昭和十年	一、一八八、四〇〇	八五〇、〇〇〇	
昭和十一年	一、二七一、五五〇	六五〇、〇〇〇	

配付を受けたる者は水利組合、農場、農家等を主とし、池沼、水田等に粗笨的養魚を爲すものなる

が或は都市附近に於て養魚池を築造し集約的養魚を經營せんとするもの等あり。尙昭和十年度よりは滿洲國方面へもこい稚魚の輸送を開始し、其の成果大いに期待されつゝあり。

既に初期に配付せるこいの稚魚は優良なる親魚となりて年々増殖するに到りたるものあり又特に親魚として飼育し採卵用に供し魚卵稚魚の分與竝に其の自給自足の用を爲すに足るものあるに至れり

六 わかさぎ

一年魚にして成長早く繁殖力旺盛、移植方法も簡單なるを以て湖沼、溜池等の粗笨的増殖計畫に洵に好適なり。鎮海養魚場に於て昭和四年以來希望者に對して有償配付を爲したる受精卵は左表の如く漸次普及し自然繁殖したる結果魚卵の繼續移植の要なきに至りたる水域もあり又自家水域所産の親魚を採捕し採卵を行ひ孵化放流を爲すに至りたるものすらあり、昭和十一年以後に於ては之が配付を爲さざることせり。

わかさぎ卵配付數

昭和四年	四二、五〇〇、〇〇〇粒	昭和八年	二九、〇〇〇、〇〇〇
昭和五年	五〇、〇〇〇、〇〇〇	昭和九年	二一、〇〇〇、〇〇〇
昭和六年	四八、〇〇〇、〇〇〇	昭和十年	七、〇〇〇、〇〇〇
昭和七年	三九、〇〇〇、〇〇〇		

七、かむるちー

養殖は極めて簡單且有利にして農家の副業に適し前二種と同様に鎮海養魚場に於て稚魚の配付を爲しつゝあり。

かむるちー稚魚配付數

昭和四年	七、六〇〇尾	昭和八年	三六、三〇〇尾
昭和五年	七三、〇〇〇	昭和九年	二一、八五〇
昭和六年	一七、七〇〇	昭和十年	二二、〇五〇
昭和七年	一六、七五〇	昭和十一年	二五、七五〇

八、さけ、ます

本府は大正六年咸鏡南道高原に人工孵化場を設置し、さけの人工孵化を開始したるが其の後咸鏡南道に於て本事業を繼承し年々約百五十萬尾の稚魚を放流しつゝあり。尙之より規模小なるも慶尙北道江口漁業組合に於ても人工孵化を實施しつゝあり。

九、うなぎ

集約的養殖を爲すもの二、三あるも朝鮮にては種苗の産額少く大なる發展を期待し難し。

一〇、その他の魚類

きんぎよの飼育及びぼらの蓄養等あり

以上各種養殖漁業に互り昭和十年に於ける従業人員八萬二千七百八十三人、養殖水面積七千七百四十六萬四千五百八八坪、收穫高四百二十二萬五千六百八疋、價額二百九十萬二千四百五圓に達し、近時内鮮人共に斯業を企畫するもの漸く多きを加ふるに至れり。

尙朝鮮には干潟、淺海、池沼、堰堤等到る處養殖に利用し得べき水面に富み之が開拓の餘地綽々たるものあり。爾後水源の涵養、河川の修築、灌漑用貯水池の増設、交通の發達、都市の繁榮及生活向上等文化の進展に伴ひ益々斯業の發達を促進せしめ將來適當の施設を爲し、之が發展に努むるに於ては其の收穫高を現在の數十倍に達せしむるは蓋し難からざるべし。

第四章 製 造 業

從來朝鮮に於ける製造業は素乾めんたいを除きては、概ね其の規模小にして製品の種類も亦めんたい、たら、いわし、たこ、えい、ふか、いかなご、あわび、わかめ、のりの素乾品、ぐち、にべの鹽乾品、ぐち、たちうお、にしん、たら、にべ、めんたい卵の鹽藏品、えびの鹽辛等主として鮮内向のものに屬し且品質粗雜にして見るに足るもの尠かりき。然るに内地漁民の移住増加に伴ひ、逐年製品の種類産額を増し煮乾いわし、乾のり、ふかひれ、するめ、乾えび、明鮑、海參、開たら、鹽ぐち、

たんさい、乾かき、乾いかなご、かいばしら、さざえ、さば、うなぎ、かに（たらば、ずわい、けがに）あわび、まいわし等の罐詰、魚粉、水産肥料、いわし油等主に輸移出向のものを製出するに至れり。一面本府に於ては大正元年寒天製造試験を初とし、續いて連年たいらぎ、いか、いがい、ほつきがい、こえび、魚鰾、支那向鹽魚並に鹽乾魚、米國向鹽さば、めんたい卵等の製造及魚類貯藏の各試験を施行し、又支那及英領香港に於ける水産製品の販路、あわび及なまこに付歩留等の調査を爲し、道に於ては地方費を以て明治四十四年以降水産物製造に關する各種の傳習、講習を、又大正四年以降各種の試験を行ひたり。即ち京畿道の乾えび、平安北道のしらうお其の他の罐詰、黃海道のからすみ、平安南道及忠清南道の乾ぐち全羅北道の鹽ぐち、慶尙南道及全羅南道の乾のり、江原道の開めんたい、咸鏡南道の鹽めんたい卵及めんたい肝油、咸鏡北道の乾わかめ等各種製造試験並に之に關する指導を爲せり。又大正二年海藻検査規則を發布し、當時輸出水産物中の重要品として産額多きに拘らず、製法不良の爲品質を損じて聲價地に墜ちたるてんぐさ、ふのり、ぎんなんそう、さくらそう、いぎす、えごの六種に付品質検査を施行して其の改善を圖り、續いて移出向水産肥料及輸出向海參、乾あわび等粗製濫造の弊を生じたる爲、大正七年更に水産製品検査規則を發布し、食品中海參外十九種、海藻中てんぐさ外六種並に各種肥料等主なる移輸出品に付税關をして検査を行はしむることとし、次で大正九年六月検査品目を追加し包装重量等に關する規定を改正し、大正十三年十二月検査品目中に

乾のりを加ふると共に食用品中新に罐詰外六種に對し、等級制を採用し更に昭和二年四月全部抽出検査に改め、乾のりの荷造に小包郵便の途を開き、検査品中乾えび外十種に對し等級を附する等其の他殆んど全條に亘り改正し、次で昭和四年五月更に検査規則を改正し近時生産激増に伴ひ漸く粗製濫造の弊を馴致したる鰯油を検査品とし、昭和七年一月鰯トマト漬罐詰を検査品目の中に加へ以て製品々々の向上と商取引の便に資し、尙昭和九年五月内地に於て輸出水産物検査規則の發布されたるに伴ひ之と歩調を共にする爲朝鮮に於てもかに罐詰に關する検査規定を改正し、次で昭和十一年一月及三月さは罐詰及鰯トマト漬罐詰に付同様検査規定を改め朝鮮に於ける検査のみにて内地に於ける再検査を要せざることとし該三品の内地經由輸出を容易ならしめたり。更に同年十一月には鰯粉末肥料として検査を施行中なりし鰯フィッシュミールを其の商取引の實情に鑑み鰯魚粉と改稱し、窒素外五成分の分折検査を行ふ可く規定を改正し、同時に鹽鰯にして輸出するものに限り検査を行ふこととし、昭和十二年一月一日より之を實施することとしせり。尙地方廳に於ても自道産輸移向製品の品質向上を圖り需要地に於ける聲價を擧揚せんが爲道營検査を開始せるあり、即ち全羅南道（昭和五年十一月開始）北海道（昭和七年十二月開始）及慶尙南道（昭和十年十二月開始）に於ては乾のりに付、咸鏡南道に於ては鹽藏めんたい卵（昭和九年十月開始）及めんたい肝油（昭和十年十二月開始）に付夫々生産及搬出検査を實施し更に慶尙南道に於ては昭和十一年四月海藻に付ても生産検査を實施せり。以上各種施設

の結果一般製造業改善の端を開き、特に製品検査の結果品質漸次改善せられ、就中肥料の如き、糊料海藻類、特にてんぐさ、ふのり、ぎんなんそうの如きは其の製法改良せられ、包装亦漸く整ひて取引先の信用頓に加はり、又食用乾製品は従來の大缺點たる用鹽多量の弊を矯め、従來荷受者より品傷、目切れ等を口實として受けたる損害を免れ、食用罐詰品は原料の精選、容量の正確、荷造の改善に依り取引圓滑となり販路の擴張を來せり。

昭和四、五年の頃主として咸鏡南北道に於て罐詰工場濫設の傾向あり、之が爲經費を不當に節減して必要なる工場の設備人員の整備を怠り生産數量の多きのみを競ひ粗製濫造に陥りて市場に於ける聲價を失墜する等經營の健實性を缺き或は漁場を荒廢に歸せしむる等多年眞摯なる企業者の努力に依り發展向上の域に達したる斯業の基礎を攪亂し遂には相互經營難に陥り共倒れの悲境に到達すべき情勢に陥り斯業の將來に及ぼす影響甚大なるに鑑み之が弊害を匡正し健實なる發達を期せんが爲昭和五年九月十八日朝鮮水産物罐詰製造營業取締規則を發布し該營業を許可制度となし工場に付ては一定の構造及設備を爲さしめ、其の他監督指導に關する諸種の手續規定を設けて之が完璧を期したり。

斯くて朝鮮の水産製造業は明治四十四年製造業者戸數一萬七十三戸、人口三萬三千八百餘人、製造高二百六十五萬餘圓なりしもの、昭和十年に於ては戸數九千八百八十二戸、人口二萬四千二百二十一人、製造高六千五百一萬圓に達し、且十萬圓以上の産額あるもの四十九種の多きを算するの現況となれ

り。尙今後一般漁業及養殖漁業の發達に伴ひ、其の原料益々豊富となるべく隣邦滿洲國及中華民國の大市場を有する等其の前途益々多望なりと謂ふべし。

尙製造上最も重要な鹽の需給狀況を見るに鮮内に於ては未だ工業用として用ふるの域に達せず主として食料用、漁業用其他雜用に用ひらるゝものにして之が年消費量は現在五億八千萬斤に達し生産に於ては官鹽二億八千萬斤在來鹽六千萬斤、合計三億四千萬斤にして毎年約二億餘萬斤の不足を告げ之が不足量は主として關東州、山東省、青島、臺灣又は滿洲國よりの輸移入鹽に俟つの外なき現狀なり。而して古來朝鮮に於ては鹽の需要は其の大部分を支那方面よりの天日鹽の輸入に俟ちたるが如き不利不便なる状態にありたれば專賣局に於ては夙に之が對策に付考究し明治四十二年以降數次に互りて天日鹽田の新設と其の擴張を實施し現在其の總面積三千六百三町歩に達せり。依つて朝鮮鹽の自給自足を目標とし着々事業の進捗を見つゝあるを以て所期の目的を達成する日も遠からざるべし。尙其の主なる生産地は平安南道廣梁灣、貴城、徳洞、京畿道朱安、蘇萊、南洞、君子及平安北道南市の各地なりとす。

第五章 輸 移 出

朝鮮より内地又は滿洲國、中華民國其他に輸移出せらるゝ鮮魚及製造品は年々増加して主要なる

貿易品となり、昭和十年に於ては三千八百餘萬圓の多きに上れり。而して鮮魚は從來主として、漁業者の漁獲せしものを漁場に於て仲買人が買取り、其の儘運搬船を以て開港地を經由せずして、直接内地其の他に輸送せられたるもの多く、従て其の數量、價額等數字の調査は明瞭を缺くも、相當の輸移出額に達せることは推察に難からず。

輸移出製品は從來内地人通漁者に依り製造せられたる少量食用乾製品及朝鮮人の採取に係る海藻を主とし、其の他には肥料ありしに止まりて其の輸移出額少く、明治四十三年に於て品種漸く十數種、數量一千八百萬斤、價額八十六萬圓にて、而も其の殆んど大部分は移出品にして輸出品は僅に其の一割に過ぎず、品質亦概して優良ならず、且荷造用材料の供給至難の爲自然良品を使用すること不可能なりしと、一面に於ては製造業者及貿易業者の荷造に對する智識幼稚なりしとに因り、其の包装頗る不完全にして取引上の不利損害大なるものありたり、又製品の輸送に付ても朝鮮内地間に定期航路開けず中華民國に對して戎克船の來往ありしに過ぎざる等不便を極めたれども、其の後製品及荷造の改良行はれ交通運輸の便漸く開け、鮮魚及製品の輸移出狀勢は年々順調に發展せり。即ち昭和十年に於ける鮮魚の輸移出數量は九千四百餘萬斤、價額六百九十餘萬圓を算し、之を明治四十三年に比すれば數量に於て約四十七倍價額に於て約四十倍の激増にして、朝鮮水産物總輸移出額三千八百餘萬圓に對し一割八分を占め、其の種類の如きも内地向はたい、ぶり、さわら、はも、にしん、あじ、あまだい

ひらめ、さば等の如き比較的高價品の移出を見、滿洲國、中華民國向は從來密漁船に依り需要地に供給せられたるもの漸次取締の勵行に伴ひて跡を絶ち、今は内鮮人の手に依りぐち、たら、かながしらたちうお、ほうぼう、ふぐ、にべ、ぼら等の如き安價品の輸出大に増加せり。又製品としては其の種類乾魚、海藻、鹽魚、乾貝、肥料、魚油、魚粉、海參、罐詰、乾えび、沃度灰、めんたい卵等を始め四十餘種に達し、價額三千百十一萬圓にして、之を明治四十三年に比すれば三十六倍の激増を示せり而して其の仕向地別輸移出額の割合は移出八割九分、輸出一割一分のうち滿洲國七分にして其の他は關東州、中華民國、北米、比律賓等に輸出せられ又南洋、新嘉坡、香港方面は内地を經由輸出せらるゝを以て該地方も亦樞要の仕向地たるべく、内地移出品中沃度灰、肥料、海藻、めんたい卵等を除くの外長崎、神戸、下關、大阪等に於ける貿易商の手を経て更に輸出せらるゝものは其の價額詳かならざるも約三百萬圓を下らざるべきを以て、滿洲國、中華民國への輸出總額は六百五十萬圓に達すと謂ふも大過なきが如し。

運輸に關しても陸上方面は、明治四十四年安奉線の開通に依り鮮魚は勿論、曾て内地經由滿洲に仕向けられたる製品の如きも直接其の沿線に仕向けらるゝに至り、殊に昭和八年四月京圖線の開通に依り北鮮の滿洲向輸出は著しく便利を加へ對滿貿易進展上與つて力あり、又海上方面は朝鮮郵船株式會社の創立に依り漸次新開の航路加はり其の現在朝鮮總督府命令航路は、雄基、大阪線(年二十八回以上)

雄基、東京線（年二十八回以上）釜山、浦鹽斯德、大阪線（年三十回以上）新義州、東京線（年二十
六回以上）新義州、大阪線（年四十回以上）北鮮、敦賀線（年二十四回以上）北鮮、新瀉線（年二十四回以
上）朝鮮、上海線（年二十回以上）朝鮮、北支那線（年二十八回以上）朝鮮仁川起點、長崎、大連線（年
十六回以上）及北陸汽船株式會社の北鮮、伏木線（年二十四回以上）阿波國共同株式會社の大連、天津
線（仁川、鎮南浦寄港）（年二十七回以上）、大連、芝罘線（仁川寄港）（年三十六回以上）九州郵船株
式會社の釜山、博多線（年百八十回以上）川崎汽船株式會社の麗水、下關線（年百八十回以上）又地方廳
其の他の命令航路予以上に上り自營航路として大阪商船株式會社、朝鮮郵船株式會社其の他の内鮮支
各地を連絡する各種の線路あり、之に並行して沿岸航路・河川航路（鴨綠江）漸次増加し取引の促進
に益する所大なりと共に昔日の如き製品出廻期に於ける貨物の停滯は著しく緩和せらるゝに至り、尙
昭和九年四月以降大阪商船株式會社の南洋航路の就航船臨時釜山に寄港することとなり、對南洋貿易
の進展に寄與する所甚大なるものあり。

水産製品の販路は、現在は勿論將來に於ても地理的其の他の關係上、之を滿洲國及中華民國市場に
求めざるべからざるを以て、前述の如き運輸の便を利用し、大いに其の進展を圖るの要あり。而して
中華民國に於ては永年に互り排日貨を續け來りしも元來品質優良にして民衆の嗜好に適し、而も安價
なる日本品が一般民衆に歡迎さるゝ大勢に抗すべくもなく、爾來該地貿易業者は陰に陽に之が好轉を

圖り來りし結果今や對支貿易は漸く安定し其の販路益々擴張せられつゝあり。一方滿洲國に對する水産貿易は肇國以來年を逐ふて輸出増進を辿り昭和十年に於ては鮮魚の九十萬圓を主として二百七十萬圓餘の輸出高を示し尙關東州を経て輸入せらるゝもの亦相當の額に上り將來關稅及運賃の高率を緩和せらるゝに於ては地理的優位を持つ鮮産水産物の最も好望視せらるゝ市場とす。而して對滿貿易に於ては鹽魚の輸出は特に有望視せらるゝ所なるを以て昭和十年度より鹽いわし、鹽たちのおの輸出に付ては、國庫より二萬五千圓の出荷獎勵補助金を支出し以て輸出増進と販路擴張に資しつゝあり。

第六章 試験調査

一、本府水産試験場

大正元年本府水産課に臨時職員として技手二名を配置し、水産試験に關する事務に従事せしめたるを本府に於ける水産試験機關特設の嚆矢と爲す。爾來大正七年度に於て更に技手一名を増員し以上三名の臨時職員に依り専ら各種の試験調査を實施し來りしが、當時の其の設備としては、漁撈試験に在りては大正二年度に七噸級の石油發動機附試験船一隻を購入し、海洋調査に在りては大正六年度に六十噸級の汽船一隻を建造し、養殖試験に在りては、咸鏡南道高原郡高原にさげ人工孵化場、慶尙南道密陽郡密陽に養魚場を、全羅南道康津郡康津に鹹水養殖場を設置し又製造試験に在りては

大正四年度に慶尙北道大邱及長城に寒天製造試験所（一時的試験所にして大正六年民營に移せり）を設け、尙鹽魚貯藏試験用として仁川、群山、元山の三個所に魚窖の設置を爲したるに過ぎず。將來學術的基礎の上に立ち朝鮮水産業の實狀に照して適切なる徹底的且組織的の試験研究を行はんとするには、到底此の如き不完全なる組織と設備とを以て之を遂行すること能はざるのみならず、比年水産界進歩の趨勢と朝鮮産業促進の必要とに鑑み、設備、内容共に充實せる水産試験機關の設置は、緊急已むべからざるの要務なりと認め、大正九年度に於て水産試験場設置の計畫を樹て其の事業に着手し、大正十年五月六日官制の發布に依り、茲に初めて全鮮水産試験の中樞機關たる本府水産試験場の確立を見るに至れり。

依て敷地を釜山牧ノ島に卜し大正十年度に於ては漁撈及製造の試験に關する職員及設備を、同十一年度に於ては養殖及海洋調査に關する職員及設備を充實したるが、その後更に淡水養殖漁業の振興を圖る爲鎮海に本場附屬淡水養魚場を設置することとし昭和二年度より工事に着手し翌年十二月工事の竣成を見、更に北鮮水産業の開發に資する爲昭和十一年度より清津に北鮮支場を設置することとせり、而して本場の敷地面積は約三萬平方米を有し本館各實驗室、標本室等總建坪二千七百平方米、鎮海養魚場敷地約十七萬八千平方米、實驗室作業室總建坪八百五十平方米、養魚池二萬四百平方米にして更に試験船としては百五十噸級發動機船一隻同じく四十噸及三十噸級のもの各一隻を有

す。而して現在職員は場長（技師）一名及技師四名、技手十六名、屬二名、囑託六名、雇員三十名にして次に掲ぐるが如き各種の事業を實施して水産業の改善發達に資しつゝあり。

(一) 漁撈及漁船に關する試験 東海岸に於ける主要漁業たる「めんたい漁業」の振興を圖る爲新漁場の探検、適種漁具漁法の試験を實施し、更に其の分布、回游狀態等を明かにして沖合漁場の開拓に

努め、又「ます漁業」の振興に資する爲其の分布の調査及漁法の試験を行ひ尙水深一五〇米乃至五〇〇米に達する「深海漁場」を調査してめんたい、たら、かれい其の他重要底魚類の分布、棲息狀態を明かにし之が漁獲に關する試験を施し、西海岸に於ては「沖合未開拓の海區を探査」してさばあじ等重要浮魚類に付新漁場を發見し、當業者を之に誘導して成果を收めたるが、尙更に漁場の擴張、漁獲の増加を圖る爲繼續して試験を實施し「まいわし漁業」に關してはまづその回游狀態を明かにすると共に沖合に於ける漁獲方法を講ずるため試験調査に着手せり。

又朝鮮に於ける在來の漁船は船體脆弱にして航行上に危険なる上船型不良にして漁撈作業の能率劣等なるが本場に於ては先づ「在來型帆裝漁船の實態を調査」して之が改良を圖り、併せて沖合優良漁船の標準型を決定する爲「漁船試験」を實施し、朝鮮型漁船に付ては既に改良型漁船を決定して當業者の歡迎する處となり、東海岸各地に之が普及を見つゝあり。

尙輓近發動機船の使用盛んなるに至りしが、朝鮮漁業の實狀に適せざるもの多きを以て之に關す

る調査試験を行ひ「發動機附漁船の標準設計」を定め、當業者の機船建造上の指針たらしむべく繼續して試験中なり。

(二) 處○理○加○工○並○に○生○物○生○理○に○關○す○る○試○驗○

朝鮮水産業の特殊の事情に即し特に必要なりと認めらるゝ鮮魚輸送方法及諸種の製造處理方法を改善に導くことを主眼として、「鮮魚の冷蔵に關する試験」を實施し「鮮魚の貯藏」に關しては單に冷蔵する場合及之を輸送する場合等に關し種々化學的若しくは物理的研究を爲し、「凍結貯藏法」に關しても亦種々新たな考案を施し、從來貯藏し得ざりしものに對しても貯藏し得るが如き途を與へ（蒲鉾、海苔、野菜類等）、冷蔵中變質し易きものに付て之を防止して「長期貯藏」に耐ふるが如くならしめ（えび類）、「冷凍魚の變質」に關しては其の真相を明かにし又たら、めんたいの「釣魚用餌料」として冷蔵まいわしの極めて恰適せる事實を發見し、其の他「乾製品、鹽藏品の貯藏」に冷蔵を利用することに關して數種の試験を行ひ夫々其の效果大なるものあることを明かにしたり。

東海岸に饒産する「まいわしに關する試験」としてはいわし搾粕より産業的に實際化し得べき純良蛋白の製出を企圖して、搾粕の利用範圍を擴大し、家畜飼料用魚粉の製造試験を行ひ其の品質の向上を圖り、「まいわしの生化學的研究」を行ひ製造原料としての性状を闡明し其他「トマトサーチン製造方法の改善」、「ベツパーサーチンの創製」、「いわし油の利用」等に付夫々試験研究中なり

又「朝鮮海苔」は内地産に比し其の生理に關し相違あるを以て之が「生化學的研究」を施行し、質及量の向上を期し得るが如き幾多の生育條件を闡明し之を基調とせる獨特の養殖方法を案出し其の産額を激増せしめ、又西海岸未開の干潟地に於ても漸次斯業の勃興を見るに至り、製品の品質亦改善せられ所期の目的を達成しつゝあり。

其他「けがに罐詰の青變防止に關する試験」更に西海岸の廣漠たる「干潟地の利用」に關しては海苔の外あさり其他貝類の生理に關し引續き試験研究中なり。

其他「凍乾明太の改善に關する試験」の結果、釣明太の價値を昂め、「魚類の内臓利用に關する試験」にあつては強化酵素の分離、このわた、うに卵の如き薄鹽物の製造及び貯藏に冷蔵の利用、明太肝油中のビタミン含有量、明太魚、鱈の内臓諸器管の化學的構造及其の榮養價値等につき試験を實施し「けがに罐詰」に關しては青變防止試験を行つてその製造方法を確立し、「網地防腐劑の研究」によつてコツパーオレートの價値を定め、又「フィナンハデー」「かたくちいわし油漬罐詰」等輸出好望品の創製に關する試験をも實施し、更にまたはも、あなごの活輸送、がざみの蓄養並にその活輸送に關する試験をも施行しつゝあり。

(三) 養殖並生物調査 重要水産生物の種類及分布を明かにし諸試験調査の基礎を確實にするため「種の査定及分布調査」を行ひ、朝鮮産魚類約六百種については略々一段落の域に達し、引續き貝類、

頭足類、蝦類について漸次調査の歩をすゝめ、「重要水産生物の生態及生活史調査」を施行し、その習性、環境相互間の關係、蕃殖、發育、各時期の生活狀態等につき年來調査を繼續し來り、朝鮮産魚類については大半既にその輪廓を明かにし、更に頭足類に着手し又特にけがににつき蕃殖保護、漁業取締に關連してこれが調査を實施しつゝあり、「沿岸養殖に關する調査及試験」にあつては、あかがひ、あさり、いがひ、はまぐり、もがひ、ばかかひ等の二枚貝につきその浮游期及底棲初期の稚仔に關する調査を行ひ、また重要貝類の生殖時期の調査を繼續實施し、或はかきの害敵驅除試験を行つて養殖方法の改善に資し、更にまたあかがひの養殖試験を施行して新事業勃興の機運を見るに至らしめたり。

次に「鎮海養魚場」に於ては、こひ稚魚及卵の配布事業を初めとし、かむるち一稚魚の配布、公魚卵の人工孵化移殖、養魚場の設備及作業を利用する淡水養殖に關する實地指導、親鯉委託試験、淡水養殖現地出張指導等を行ひ、又淡水養殖試験としては、こひ及かむるち一採卵及稚魚養成試験、こひ養殖に關する試験、かむるち一養殖に關する試験、北鮮大形ふな養殖試験、貯水池利用及水田利用養殖試験、小鮎移殖試験、活魚輸送試験等にして、淡水養殖適地及適種調査をも併せ實施しつゝあり。

(四) 海洋調査。朝鮮沿海の海洋狀態を明にせんが爲全鮮沿岸三十箇所に於て「沿岸定地海洋觀測」を施行し、更に朝鮮近海の海洋狀態を知り以て海況と漁業との關係を闡明せんが爲、各道水産試驗場と協定し毎月一回各其の分擔「定線の觀測」を施行するの外隨時重要箇所の近海海洋觀測を實施し、

「朝鮮近海海洋圖」を發行して各月海況を一般に周知せしめ、又海流瓶竝に潮流計に依り「海潮流の觀測調査」を行ひ、標識放流に依りて「重要魚類の回游経路及其の範圍」を調査し、更に「浮游生物に關する調査」に於ては重要魚類の産卵場、産卵期竝に其の發生狀態を明にし尙魚族の回游、漁業の豊凶と浮游生物との關係を調査しつゝあり。

以上各試驗事項の成果に付ては水産試驗場報告、特輯及年報等各種印刷物に依り之を發表し本年度迄に既に刊行したるもの左記の通りにして三十數種に達したり。

朝鮮總督府水産試驗場刊行印刷物

報告書名	内容	刊行年月
水産試驗場報告 第一號	鮮魚の凍結及貯藏に關する試驗	大正十四年五月
同 第二號	明太魚(スケトウダラ)の化學、其榮養價值並凍乾明太の改善に關する研究	昭和四年九月
水産試驗場報告 第三號	朝鮮産淡水魚カムルチーの生活史及養殖法	昭和八年三月
同 第四號	水中溶存酸素定量に關する研究	昭和八年五月
漁船調査報告 第一冊	朝鮮東海岸に於ける漁船調査	大正十三年三月
同 第二冊	朝鮮南海岸及西海岸に於ける漁船調査	昭和三年三月
同 第三冊	朝鮮型漁船改良に關する試驗	昭和四年七月
海洋調査報告 第一號	沿岸定地海洋觀測成績(自大正五年至同十四年)	大正十五年六月
同 第二號	朝鮮近海海潮流調査報告	昭和二年六月
特輯 第一號	沖合漁船設計範例	昭和四年三月
同 第二、三號	魚油の酸價と其簡易測定法	昭和七年七月(改版)
同 第四號	朝鮮に於ける淡水養魚普及の爲に	昭和八年五月(第二版) 昭和十年四月(第三版)

同	第五號	トマトサーデン文獻集	昭和七年八月
同	第六號	鶯丸建造報告	昭和八年五月
同	第七號	洛東江に於ける海苔凶作の原因に就て	昭和九年七月
同	第八號	朝鮮海洋便覽	昭和十一年十二月
同	第九號	沿海州沖合機船底曳網漁場に於て漁獲される魚類に就て	昭和十一年十一月
パン	フレット一	朝鮮近海の地形海況と水産生物概観	昭和十一年十一月
パン*	フレット二	朝鮮のメンタイ漁業に就て	昭和十一年九月(増補版)
パン	フレット三	朝鮮産マイワシの特性(特に罐詰原料として)に就て	昭和十一年十二月
パン	フレット四	朝鮮産マイワシを原料とするフイツシユミールの性狀に就て	昭和十一年十一月
パン	フレット五	朝鮮の水産と水産教育	昭和十一年五月
パン	フレット六	朝鮮沿岸のニシンの生息及蕃殖保護に就て	昭和十一年六月
水産試験場要覽		昭和十年版	昭和十年九月
水産試験場一覽		昭和十年版	昭和十年十月
水産試験場各年度事業報告		自大正十四年度至昭和七年度	昭和十一年
昭和七年度事業報告別冊		朝鮮海灣測深成績	昭和八年八月
海洋調査要報第一號		自大正十五年海洋觀測成績	昭和三年六月
同	第二、三號	昭和二、三年海洋觀測成績	昭和五年六月
同	第四號	昭和四年海洋觀測成績	昭和五年六月
同	第五、六號	昭和五、六年海洋觀測成績	昭和五年六月
同	第七號	昭和七年海洋觀測成績	昭和八年六月
朝鮮近海海洋圖		自大正十五年至昭和十年	昭和十一年四月

二 地方廳水産試験調査機關

忠清南道外九箇道に於ても道立水産試験場(忠清南道は水産試験調査所)を設置し其の道に於ける

特殊事項に付試験調査を遂ぐる外本府水産試験場との連絡協調にも努めつゝあり。尙平安北道及平安南道に於ては試験場を設置せざるも夫々試験船を配置せり。其の概況左表の如し。

各道水産試験調査機關一覽

道名	創設年	所在地	職員數	主なる試験調査の範圍	試験船名
京畿	昭和二	仁川	八	漁撈、製造、養殖、海洋	白鷗丸
忠清南	同	保寧	四	同、海洋	忠南丸
全北	同	群山	五	同、同、養殖	萬頃丸
全南	大正三	木浦	一四	同、製造、同	海洋丸
慶北	同	浦項	七	同、同、海洋	全光丸
慶南	昭和七	釜山	一七	同、同	鷄林丸
黃海	大正一一	龍湖島	八	同、同、養殖、海洋	智異丸
平北	一	一	一	一	首陽丸
平南	一	一	一	一	大同丸
江原	大正一〇	注文津	七	漁撈、製造、養殖	妙香山丸
咸南	同	元山	七	同、同	北萊丸
咸北	同	清津	八	同、同、海洋	金剛丸
					更生丸
					白洋丸
					かも丸

第七章 指導教育

韓國時代に於ては水産業の指導獎勵に關しては何等制度の備はれるものなく、其の事務の如きも農工商部農務局に於て管掌し、統監府時代に於ても中央部に技師、技手を併せ僅に十一名を配屬したるに過ぎざりしが、日韓併合と共に直接當業者の指導に當らしむべき各道技術員の配置を必要と認め本府技術員を減じ、新に各道に一名乃至二名の技術員を配置し、爾來本府及地方廳とも漸次多少の増員を行ひ、水産に關する各種の試験、實地指導及傳習講話等に努めつゝありと雖財源の缺乏、人員の寡少等に依り尙隔靴搔痒の感あるを遺憾とす。

各道に於ける傳習講習の狀況を見るに、從來道に依り常設的傳習所を設置したるものあるも、現今に於ては一定期間傳習地を定め又は巡回的に傳習を行ひつゝあり。而して傳習修了生に對しては成るべく共同して漁業を經營せしむる爲、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船、漁具の購入補助金を交付し以て講習中習熟したる技能を發揚せしむるに便ならしめ、地方漁業者の中堅たらしむることと努めたる結果概して良好の成績を挙げ、地方に於ける模範漁民として推奨するに足るべきもの尠からず。

水産教育機關としては現在全羅南道麗水港に於ける麗水公立水産學校、慶尙南道統管港に於ける統營公立水産學校、平安北道龍岩浦港に於ける龍岩浦公立水産學校、黃海道龍湖島に於ける龍湖島公立水産補習學校の四校にして、何れも道費又は學校費を以て設立せられ普通學校卒業者を入學程度とし其の修業年限は統營、龍岩浦の二校は三箇年其の他は二箇年（麗水の専修科は一年）とす。教科目は普通學科の外漁撈、製造、養殖を網羅し特に實習時間に重きを置けり。而して創立以來昭和十一年三月迄の卒業者は五校（昭和二年度廢校せる群山公立水産學校を含む）を合し七百二十六名に達し卒業生の殆んど全部は直接習得せる學術技能を以て社會に貢獻しつゝあり。殊に卒業者中全羅北道開也島及烟島に於て有利なる鮫鱈網漁業を唱導し、自ら進んで斯業に従事し漁民に範を垂れたるものある如きは好事例なりとす。又麗水は全羅南道に於ける唯一の漁業地として知られ、従つて水産技術者を要すること甚だ多きを以て同地の卒業者は比較的各方面に活用せらるゝ狀況にして、概して孰れも良好の成績を擧げつゝあるものゝ如し。尙江原道に於ては昭和十年九月長箭港に全羅南道に於ては昭和十一年六月羅老島に漁民訓練所を設置し普通學校卒業程度の漁村青年約二十名宛を收容し修練期間を一年として水産教育一般を訓授すると共に實習にも重きを置いて漁村の中堅人物養成に努めつゝありて其の成果は各方面より大に期待されつゝあり。

第八章 水産團體

第一節 水産會

朝鮮に於ては嘗て朝鮮全土を區域とする朝鮮水産組合なる團體存在したりしが、其の起源は遠く韓國時代に於ける内地通漁團に依り組織せられたる聯合組合會に濫觴し、爾來幾多の變遷を経て大正七年中之を朝鮮水産組合と改稱し、本部を釜山に置き、支部を各道樞要の地に置き、以て水産業の改良發達、漁業者の遭難救濟、施療、紛議の仲裁、漁業出願の代辨、郵便物の取扱、漁業者の移住獎勵等を爲し超えて大正十二年四月新に朝鮮水産會令の施行を見たる爲朝鮮水産組合は之を解散し、次で朝鮮水産會の設立を見るに至れり。水産會は水産業者の自治的機關たる公共團體にして、公共の見地より水産業の改良發達を圖るを目的とし、一面行政官廳の補助機關たる機能を有するものにして、之が健實なる發達は朝鮮に於ける水産業發達上の一助となる所なるを以て國庫補助金の如きも以前朝鮮水産組合に補助し來りたるものを朝鮮水産會に補助し、以て其の發達を助成しつゝあり。而して同會は更に各道水産會の狀況に應じ、一般經費又は事業費に夫々補助を爲し、努めて其の會員の負擔を軽減し、會の着實且健全なる發達を圖り以て所期の目的達成に努めつゝあり。今其の事業の主要なるものを擧ぐれば朝鮮水産會に在りては機關雜誌の發行（月刊）漁業組合職員の養成講習、水産物海外販路

調査、道水産會の助成其の他水産業の改良發達に關する指導獎勵を爲し、道水産會に在りては漁民の遭難救濟、醫療施藥、漁村調査、各種の試験調査、水産製品の検査、漁獲物の共同運搬、水産物の共進會又は品評會の開催其の他各般の指導獎勵等地方の實情に應じ適切なる施設を爲し、何れも相當の成果を收めつゝあり。然れども水産業の施設の對象は、水産業の全般に互り其の地區亦沿海全道に及ぶを以て、水産會の事業を全からしめんには尙多額の經費を必要とするも、會の財政基礎未だ薄弱なるのみならず、會員の負擔力乏しく、國費の補助額亦漸減の傾向にありて、充分の活動を爲し難きは遺憾とする所なり。今朝鮮水産會に對する年度別國庫補助額及昭和十年度に於ける各水産會の豫算額を示せば左の如し。

朝鮮水産會國庫補助表

種別	年別	
	別	別
水産會補助	三〇,〇〇〇.〇〇〇 円	大正十二年
	三〇,〇〇〇.〇〇〇 円	同十三年
	二五,〇〇〇.〇〇〇 円	同十四年
	二五,〇〇〇.〇〇〇 円	昭和元年
	二五,〇〇〇.〇〇〇 円	同二年
	二五,〇〇〇.〇〇〇 円	同三年
	二五,〇〇〇.〇〇〇 円	同四年
	二五,〇〇〇.〇〇〇 円	同五年
	二〇,〇〇〇.〇〇〇 円	同六年
	一五,〇〇〇.〇〇〇 円	同七年
	一五,〇〇〇.〇〇〇 円	同八年
一五,〇〇〇.〇〇〇 円	同九年	
一五,〇〇〇.〇〇〇 円	同十年	

朝鮮水産會及各道水産會昭和十年度豫算

(收入之部)

道別	科目	道別		科目		道別		科目		計
		會費	補助金	財産收入	繰越金	寄附金	收過年度	雜收入	其他ノ入	
朝鮮水産會		七、五〇〇 ^円	一五、二〇〇 ^円	一、九六六 ^円	一、三〇〇 ^円	—	六〇二 ^円	三、九一二 ^円	—	二九、六八八 ^円
京畿		六、三〇〇	一、六七六	四〇〇	五〇〇	—	一五〇〇	三〇元	三、五五五	一三、七五三
忠清南		三、〇〇六	四、〇〇四	一七六	三〇〇	—	八〇〇	六九三	三、七〇〇	一、二七五九
全北		五、九一〇	八三八	一四三	五〇	一〇〇	八〇〇	二、三六一	三六	一〇、一八九八
全南		三七、九六六	二、三六七	一、四六一	一、〇〇〇	—	三、五〇一	二、四七〇	—	四七、七五五
慶北		七、一六四	一、〇一八	三五	三〇〇	—	四、四四〇	一〇五	—	一三、〇六三
慶南		九、九六一	二、三六六	一、〇一三	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一、四〇九	一、九四九	二七、六三三	五〇、三三二
黄海		二〇、三八九	一、九三〇	一四	五〇	一〇	一、五〇〇	五九	—	一四、五二三
平南		四、二二三	二、三〇〇	三六	一、五〇〇	—	二、一〇五	四、三九〇	三、二〇〇	一七、八三四
平北		一四、八六七	九〇	一七五	二〇	三〇	四〇〇	一四〇	七九	一六、八八四
江原		二、三二六	三七八	一八	四〇〇	—	二、六〇〇	八四	—	一四、九六七
咸南		七、七三〇	一、二〇四	三三〇	六〇〇	—	二、〇〇〇	八六	—	一一、八五二
咸北		六、八八七	七〇	一九一	一、〇〇〇	—	—	三、五二三	—	一一、三四三
道水産會計		一三五、六〇〇	二九、六六五	三、九六三	六、八三三	五、四五五	一六、九六五	一五、五八	三六、三三三	二三五、三三八
合計		一三三、一〇〇	三〇、八〇五	五、九六六	八、一三〇	五、四五五	二〇、五六六	一八、三九	三六、三三三	二四四、七六六

第二節 漁業組合及漁業組合聯合會

朝鮮沿岸に於ける海藻の漁場は、古來朝鮮の富豪又は兩班に於て之を占有し、高率なる採取料を徴收しつゝありしが、元來地先水面に棲息する魚介藻類の捕獲、採取は、漁村の維持經營上地元漁民の漁場として之を占有せしめ且其の漁利を永遠に保持せしむる方法を講せしむる必要あり、又漁村の健全なる發達を促進せしむるは漁民共同の施設に俟つべきもの多大なるものあるを以て、明治四十五年漁業令及漁業組合規則を發布し、漁業組合制度を樹立したるが、昭和五年舊漁業令を廢止し、新に朝鮮漁業令制定せらるゝに及び、舊來の漁業組合規則に代ふるに、新に朝鮮漁業組合規則を發布し更に昭和八年其の一部を改正し、現在の漁業組合制度の確立を見、舊來の弊風を一新するに至れり。而して組合の業務に關しては、昭和五年朝鮮漁業組合業務規程を設け、爾後組合に於ける業務執行の基準を定めたり。

〔組合の目的〕組合は、組合員をして漁業を爲さしむる爲、漁業權を取得し又は漁業權の貸付を受け且組合員の漁業又は之に關する經濟若は救済に必要な共同の施設を爲すを以て目的とし、（漁業令四七）(1) 漁業權を取得し又は漁業權の貸付を受くること、(2) 共同の施設を爲すこと、は共に組合必須の目的にして其の何れをも之を缺ぐことを得ざるものとす。

〔組合の地區〕組合をして眞に漁村經營の中心機關たらしむるには、其の施設の徹底を期せざるべか

らず。之が爲には、徒らに其の地區を廣汎ならしむべからざるを以て、組合の地區は、府邑面の區域又は府邑面内の部落の區域に依るを原則とせり。然れども特別の事由ある場合に於ては、之に依らざることを得る（漁業令四三）ものにして、現在百九十餘の組合の大部分は、府邑面又は府邑面内の部落の區域に依り設立せられ、例外としては、全羅南道に於ける海苔漁業組合が郡の區域を地區とし、又濟州島海女漁業組合が濟州島一圓を地區とせるが如き、數組合あるに過ぎず。

〔組合員〕組合は組合員の共同の力に依り、各組合員の利益の増進を圖り、依て以て漁村の維持向上に資するものなるを以て、漁村に居住する全漁民を網羅して組合員と爲すに非ざれば其の目的を充分に達成し難きに鑑み、組合は出資制度を採用せず、苟も組合地區内に居住する漁業者は、何等の手續を要せずして、直に其の組合の組合員たらしむるものにして、加入若は脱退の自由を有せざるものとす（漁業令四五）。然れども、特別の事由に依り、一定の地區内に於ける一部の漁業者を以て組合員とする組合を設立することは、之を妨げざるものにして、此の場合に於ては、組合規約の定むる所に依り、組合員たる資格を有する者のみ組合員となるものとす（漁業令四六）。

〔議決機關〕組合の議決機關は原則として總代會を設くべきも、組合員の少數なる組合に限り組合員の總會を以て總代會に代へ得るものとす。而して現在組合の大多數は總代會を設けたるが組合意思の決定は最も慎重にし、常に妥當適正を期せざるべからざるに鑑み、總代會に於ては、水産に關し智識

經驗を有する者を參加せしむるの必要を認め、總代會の議員は、組合員中より互選する通常議員の外に、通常議員の定數の三分の一以内に於て道知事の任命する特別議員を置くこととせり（漁組規則六）。

〔業務執行機關〕組合長及理事は總代會に於て特別の事由ある場合の外、組合員中より選任し共同して組合を代表し且組合の業務を執行す、但し常務に付ては理事單獨に之を執行し代表し得るものとす而して朝鮮總督は組合の堅實なる發達を圖る上に於て必要ありと認むるときは、組合を指定し道知事をして其の指定したる組合の理事を任命せしむ（漁組規則一五）。昭和十年度末指定組合數は一三五に達せり。

〔登記〕組合の事業は相當多岐に互れるが、其の遂行上他と各種の交渉又は取引を爲す場合頗る多きを以て、登記の制度を設け、一定の事項に付ては登記を爲さざれば他人に對抗し得ざることとせり（漁組規則三七）。即ち組合を設立したるときは、其の目的、名稱、地區、組合員たる資格、主たる事務所、設立認可年月日、役員、（組合長、理事、監事）の氏名を登記することを要し（漁組規則四一）、且前記の登記事項中變更ありたる時、（漁組規則四二）組合が解散し又は合併し若は分割したるときは各其の登記を爲すことを要するものとす（漁組規則四三、四四）。

〔組合の普及狀況〕上述の如き目的を有する組合の存在は組合員たる漁民の福利を増進すると共に、漁村の向上發達に資する處多大なるべきを以て、官廳に於ては、從來組合の設立を勸奨し來りたる結

果、昭和十年年度末に於ては其の數百九十五組合に達し（別表第一表參照）、殆ど朝鮮全沿岸に普及し、其の組合員數十二萬三千餘人（一戸一人）に及び、總漁業者戸數の約八割強を占むるに至れり。而して此等の組合は相互連絡を密にし、漁村の向上發達を資しつゝありて、漁村經營の中心機關を形成するに至れり。

〔組合の事業〕組合は其の目的に従ひ漁業權を取得し、又漁獲物及其の製品の委託販賣、漁業資金の貸付、組合員よりの預り金、漁業用品の共同購入、漁獲物の共同運搬、模範漁船及漁網の製作、魚付林の造成、養殖場、漁船繫留場、魚揚棧橋、貯氷庫、冷藏庫、倉庫其の他の共同設備の設置を爲しつゝありて、之等の施設は年と共に益々多きを加へつゝあり。就中漁獲物及其の製品の委託販賣は、魚價の公正を維持し、漁業者の利益増進上適切なる事業なるのみならず、組合員の漁獲高年四千七百萬圓に達し、委託販賣事業が組合員に及ぼす影響極めて大なるに鑑み、年來之が獎勵に努めつゝある結果、近時本事業を實施するもの増加し、昭和十年度に於ける實施組合數百八十三、其の取扱高二千六百餘萬圓に達し、良好なる成績を擧げつゝあり。又漁業資金貸付事業は、組合員の窮乏せる經濟狀態に鑑み、緊急必要なる施設に屬するを以て、資金積立金或は起債に依り、貸付事業を行ふ組合は昭和十年年度末現在數百四十五組合に達し一般に普及するに至れりと雖昭和十年中に於ける貸付金は組合の起債額三百五十餘萬圓及積立金約九十萬圓中より運用せるも、其の額僅少にして未だ漁民の要求に及ばざ

ること遠く、今後益々組合資金の充實を圖るの要あり。

〔組合の助成〕組合の事業は漁村の維持經營に直接の關係を有し、其の適否の漁村に及ぼす影響甚大なるを以て、組合の健全なる發達を助成して其の施設を完からしむる爲、大正十一年度以降國費補助を開始せり。即ち組合の設立普及を圖る爲、新設の場合に於ては、一組合に付設立費として五百圓を補助し、又組合の發達を圖らんには、理事者に其の人を得るの必要あるを以て、理事者給料年額の半額以内に於て五百四十圓を限度とし、三年間補助することとせしが、其の後組合一般の要望と補助の實績とに鑑み、大正十四年度より設立費補助を廢止し、之に代ふるに共同施設費に對し補助することとせり。而して補助開始以來昭和十年度迄十四ケ年間に於ける毎年度の補助組合數及補助金交付額等別表(第二乃至第四表)の如くにして、右補助施設等に依り、殆ど全沿岸に組合の普及を見るに至れるのみならず、各組合の施設漸次充實し、特に各種共同設備の最近の施設に係るもの極めて多きは、補助獎勵の結果なりと謂ふを得べし。

尙近時漁村の疲弊著しく之が振興を策するの要緊切なるものあるに鑑み漁業組合を中心として振興施設を實施せしむるに如かざるを以て昭和八年度より新に四萬圓の國庫補助金を支出し従前より存する補助金と相俟ちて着々所期の目的達成に努めつゝあり。

〔組合の經費〕組合の經費は其の享有する漁業權の行使料金、委託販賣及共同購入に依る手数料、補

助金、貸付金、賦課金等を以て之に充てつゝあり。近時委託販賣事業の發達に伴ひ、漸次組合收入に於ても増加を見るに至りたりと雖、未だ之を以て各種の施設に要する事業費を支辨するに足らざるのみならず、賦課金に付ては組合員の經濟狀態到底多額の負擔を許さざるを以て、今後財政の許す場合更に進んで國費を以て相當基金の補助を爲し、目下組合員の最も要望する漁業資金貸付事業に要する起債を容易ならしむるの方法を採ると共に、一面漁業權の如きも單り専用漁業權に止まらず、漁業の性質上若は慣行上漁業組合に免許するを適當とするものは成るべく之を漁業組合に免許し、以て一面に於て、其の收入財源を與へ施設の完璧を期せしむるの要あり。

〔漁業組合聯合會〕上述の如く、沿岸漁村には、漸次漁業組合普及し、夫々健實なる發達を遂げつゝありと雖、是等組合の活動は、地域又は經濟的事情に依り、一定の範圍に局限せらるゝを以て、他組合との連絡上、將又共同施設遂行上不便尠からず、半島水産業の開發進展上遺憾とする所なり。故に少くとも一道内に於ける漁業組合を糾合して一體となし、以て漁業資金の貸付、漁獲物の委託販賣、漁業用品の共同購入、預り金の取扱、其の他適切有效なる施設を爲し、併せて所屬組合に對し、業務上の指導を爲すべき聯合會を設立し、依て以て、益々組合の機能を發揚せしめ其の實效を收めしむるの要あり。茲に於て朝鮮漁業令の實施後聯合會の設立を促進し、既に京畿、全南、慶北、慶南、平北、江原、咸南、黃海、全北の九道に其の設立を見るに至れり（別表第八表參照）。以上の聯合會は、特殊

の事情に在る全羅南道を除くの外、道内に於ける漁業組合の全部を網羅し、等しく聯合會施設の便益に均霑しつつあり。而して、聯合會の事業は現在に於ては所屬組合に對する金融事業を中心とし、其の起債に依る資金運用額別表(第六表)の通にして、漁村の金融を圓滑にし良好なる成績を擧げつつあり。其の他委託販賣、共同購入等の事業を實施し、就中全羅南道の聯合會に於ける海苔の委託販賣の如き、慶尙南道の聯合會に於ける活魚の委託販賣の如き、其の成績看るべきものあり。而して聯合會は設立後相當年數を閲しその財政的基礎漸く定まるに従ひ從來爲しつつありし理事長及理事の給料に對する國庫補助金の漸減の方針を採り新に所屬組合の目的達成の爲にする聯合會の施設に對し國庫補助の途を拓き之が助成を爲すと共に低利資金の供給を圖りつつあるも豫算其の他の事情に依り官廳に於ける助成の施設未だ充分ならず今後補助の増額竝に低利資金の供給等に關し、益々施設の充實を期し、以て會の基礎を鞏固にすると共に、會の事業を振興せしめ、將來一層漁村の向上發展に寄與せしむるの要あり。

(別表) 第一表 道別漁業組合に關する調査 (昭和十年度末現在)

道名	組合組合		漁船	損益計算			積立金				借入金	總漁委託		貸付金	共同享有		
	數	員數		總益金	總損金	剩餘金	基本財産	事業資金	救恤資金	其ノ他		計	獲高		販賣高	購入高	漁業權
京畿	六一	四、四七〇	五七隻	四、九七〇	三六、九三二	一四、〇四六	四、一七〇	五、五五五	二、三五〇	八、八三三	一三、八二〇	七三、〇〇〇	九五、九〇〇	三九四、九〇〇	七、四九六	八四五	八

道名	組合		漁船數	損益計算			積立金			借入金	總漁獲高	委託販賣高	貸付金	共同享高	有業權		
	數	員數		總益金	總損金	剩餘金	基本財産	事業資金	救恤資金							其他計	
忠南	六、一、七〇	八	四二	九、四九四	八、八四九	六四五	一、八四四	二、三四七	一、二五七	—	五、三九六	七、六七五	二七〇、九五	四四、五三三	八、五六一	—	
全北	六、一、九七	—	八〇	八、五七〇	六三、一三六	三、五五六	二、二八〇	一七、四九六	一、九八四	二、七三二	三、三九二	二〇〇、六三二	六七、〇七	九〇、五五五	四九、〇〇三	八、三三三	
全南	五、六、七三	—	三、三四	五、六一、四六四	四、四五四	一、〇七〇	九、八九二	一、〇三八	四、四三二	一、六六六	三、三六六	四三、五五八	四〇、九〇	一、七五五	三、五三三	三、一六七	
慶北	一、三、五五	—	三、二六	三、六九四	三、三六五	三、三二九	七、六八三	九、七〇三	七、〇三〇	八、三三三	三、三三三	一、七四八	九、九七〇	三、三三三	四、四六六	三、一〇三	
慶南	四、七、五四	—	九、七四	四、三〇三	三、六九四	六、六〇	三、六五三	六、八八四	一、五七四	五、四三〇	九、四九六	六、五二九	七、八七四	四、〇五五	一、六〇〇	三、五、六六	
黄海	一〇、五、二九	—	一、〇七	四、七、五二	三、八、一一	九、一七〇	八、〇三六	八、六九三	四、七二二	—	六、五五	七三、〇〇〇	七、九、九九	四〇、七二〇	五九、七四七	四、七、七六	
平南	一〇、三、五二	—	三、六〇	七、九、五〇	六、八、四〇	一一、〇八八	三、〇九四	四、七三三	二、五〇〇	—	一〇、六〇〇	二、八、八六	五、三、八、五二	四〇、四、五四	一、八、九、三三	七、七、六七	
平北	二、三、四七	—	一、〇六	七、九、七四	六、五、一、三五	一、四、六〇六	五、〇七八	七、四、四二二	二、三、三三	九〇	九、九、九五	三、六、〇、三九	一、六、二、五七	四、六、九、七〇	二、一、四、二、五	一〇、四、五、六三	
江原	一、六、九〇	—	三、九二	二、六、三、九二	三、一、二、七九	四、一、八、六六	四、〇、四、四九	七、三、〇、九三	九、〇、三、三三	三、六、三三	六、五、七、七七	三、九、六、九、五〇	七、四、四、四、一八	四、〇、三、五、五	四、七、一、三、三	三、三、三、三	
咸南	二、五、八、五六	—	三、五〇	三、〇、八、七二	二、九、三、六二	二、六、三、三六	三、三、三、三六	五、六、二、四二	三、三、三、三六	三、三、三、三六	三、三、三、三六	七、七、五、七三	六、三、三、三、三	三、五、七、四、八	三、三、三、三、三	五、九、二、八、六	
咸北	一、九、八、六三	—	四、四、九	三、〇、〇、七六	二、七、六、八七	一、三、五、一一	二、五、六、五〇	九、九、六、四二	三、三、三、三三	五、六、〇、三三	三、五、五、五	二、七、〇、四〇	二、八、〇、八、四九	二、四、六、〇、〇九	九、五、二、六、四	六、六、二、六	
計	一、九、五、一、三	—	七、四、七	二、四、元、九	二、〇、元、九	四、四、元、三	一、七、五、九	九、四、一、七	九、五、一、五	一、六、八、一	三、三、〇、一	二、一、九、〇	二、七、三、八	七、三、八、九	二、四、七、五	六、八、四、三	二、九、七、七

備考

- 一 損益計算ハ一般會計及特別會計ヲ含ムモノトス。
- 二 損益計算欄總益金中ニハ前年度繰越金ヲ含ムモノトス。
- 三 貸付金ハ當該年度内ニ於ケル最高貸付額ナルヲ示ス。
- 四 共同購入高ハ當該年度内ニ於ケル共同購入總額ヲ掲ゲタルモノナリ。
- 五 積立金ニシテ假入運用中ニ屬スルモノモ當該積立金中ニ包含計上セリ。
- 六 借入金ハ當該年度内ニ於ケル最高借入額ヲ計上セリ。

第二表 自大正十一年度 至昭和十一年度 道別漁業組合及同聯合會國庫補助表 (本表ハ毎年度決算額ヲ掲グ以下同ジ)

道別	設立費補助		理事給料補助		理事見習補助		施設費補助		聯合會補助		水産組補助		計
	組合數	補助額	組合數	補助額	組合數	補助額	組合數	補助額	經費補助	施設費補助	經費補助	補助費	
京畿	1	100	4	3,670	3	6,310	3	6,310	4	400	100	100	10,670
忠南	1	500	3	4,590	4	6,960	4	6,960	4	400	100	100	11,550
全北	1	500	6	6,570	6	14,530	6	14,530	6	100	100	100	21,600
全南	8	4,000	6	6,140	4	4,900	3	5,930	3	8,500	100	100	23,480
慶北	3	1,500	9	11,000	2	3,300	1	4,930	1	2,500	100	100	21,330
慶南	4	2,000	3	4,435	4	4,560	2	6,030	2	2,100	100	100	26,740
黄海	2	1,000	6	8,210	7	10,770	7	10,770	7	1,000	100	100	19,980
平南	1	100	4	4,830	6	10,460	6	10,460	6	3,500	100	100	15,330
平北	1	100	9	7,880	1	100	1	3,700	1	3,500	100	100	5,780
江原	2	1,000	3	17,580	2	2,100	2	3,710	2	9,840	100	100	26,770
咸南	2	1,000	9	13,540	2	2,100	8	36,400	4	400	100	100	53,700
咸北	2	1,000	1	3,330	1	2,100	1	3,930	1	100	100	100	5,460
合計	24	10,000	77	157,755	24	17,300	25	34,670	25	56,930	1,310	1,310	263,560

備考 一 本表ノ補助組合數ハ科目毎ニ正味補助組合數ヲ表ス。

二 各科目ヲ通ジテ補助ヲ受ケタル總組合數ハ第五表ヲ参照スベシ。

第三表 自大正十一年度 至昭和十一年度 年度別漁業組合、同聯合會及水産組合國庫補助表

年 度 別	設立費補助		理事給料補助		理事見習補助		施設費補助		聯合會補助		水産組合補助		計
	組 合 數	補 助 額	組 合 數	補 助 額	組 合 數	補 助 額	組 合 數	補 助 額	補 助 額	補 助 額	組 合 數	補 助 額	
大正十一年度	一七	八,五〇〇	三〇	一六,三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	四四,八〇〇
同 十二年度	七	三,五〇〇	四三	三,六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	三六,一〇〇
同 十三年度	—	—	四	三,七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	三,七〇〇
同 十四年度	—	—	三	一五,三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一五,三〇〇
同 十五年度	—	—	六	一七,四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一七,四〇〇
昭和 元年	—	—	四	一七,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一七,〇〇〇
同 二年度	—	—	四	一九,七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一九,七〇〇
同 三年度	—	—	三〇	二二,一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二二,一〇〇
同 四年度	—	—	三	一〇,八〇〇	六	四,九〇五	—	—	—	—	—	—	一五,七〇五
同 五年度	—	—	一八	七,九六	九	五,九〇五	—	—	—	—	—	—	一三,八六五
同 六年度	—	—	三三	九,三九九	三	二,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一一,三九九
同 七年度	—	—	一四	五,七四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	五,七四〇
同 八年度	—	—	一三	四,八四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	四,八四〇
同 九年度	—	—	一四	五,〇六六	五	二,四四〇	—	—	—	—	—	—	七,五〇六
同 十年度	—	—	—	六,四七七	四	二,九〇六	—	—	—	—	—	—	九,三八三
計	二四	三〇〇,〇〇〇	三六三	一七七,七七五	七七	一七,三六六	四四〇	三五四,〇七五	三五四,〇七五	五,七〇〇	一	一三三,〇〇〇	三三三,五〇〇

備考 本表ノ組合數ハ各年度ニ互ル延補助組合數ヲ掲ゲタリ

第四表

自大正十四年度
自昭和十年年度
施設種別漁業組合共同施設費國庫補助表

種別	大正十		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		昭和		計	
	年度	補助額	年度	補助額	年度	補助額	年度	補助額	年度	補助額	年度	補助額	年度	補助額	年度	補助額	年度	補助額		
委託販賣所	四	二,三二四	四	一〇,〇〇〇	二	三,三二四	二	一四,七九三	一	一〇,〇〇〇	一	八,八〇三	一	三,三二四	一	一八,二五〇	一	二,三二四	四	二七,三二四
共同倉庫	四	三,六一二	六	三,四四五	二	五,九七五	三	五,〇〇〇	六	四,〇〇〇	七	七,七〇七	三	二,〇〇〇	三	三,〇〇〇	二	三,〇〇〇	四	三〇,〇〇〇
共同運搬船	四	五,一〇〇	二	三,二七五	一	一,一七〇	一	一,七〇〇	一	二二五	一	一,七〇〇	一	四〇〇	一	一,一〇〇	一	一,一〇〇	三	三〇,〇〇〇
棧橋	五	三,五〇〇	一	一,〇〇〇	四	一,七〇〇	四	二,〇〇〇	一	七〇〇	三	一,七〇〇	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	四	四,〇〇〇
鹽藏タンク	三	二,〇〇〇	三	一,〇〇〇	三	五,九七五	四	二,〇〇〇	一	一	一	九七五	一	一	一	一	一	一	三	三,〇〇〇
貯氷庫	二	二,〇〇〇	一	一,〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二,〇〇〇
牡蠣養殖場	一	二〇〇	三	一,三〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	五	一,九〇〇
魚付林	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二〇〇
共同井戸	三	八五〇	五	一,二〇〇	二	五〇〇	七	一,一〇〇	五	九〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	一	一〇〇	三	五,九〇〇
模範漁船漁網	七	五,五五五	一	一,四〇五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七	一七,一〇〇
繫留繫船	三	三,三三三	一	六〇〇	一	一,三〇〇	七	三,五〇〇	二	四,〇〇〇	四	四,五七五	一	一	一	一	一	一	三	三〇,四〇〇
船揚設備	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
海苔乾燥機	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
染網設備	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
製品検査所	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鮮魚處理場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

合
計
四〇〇、三六、七六四〇四、八〇〇、三八三、〇六六五九、九九三、二七、一五〇、二七、二、三三〇、二七、九、九〇、二四、一六四、七九〇、五五、五、四七、六、〇、七、五、二、八、三〇、五、六、三、五、四、六、七

備考

- 一、補助組合數合計五三六組合ハ數種以上ノ補助ヲ受ケ其ノ都度組合數重複セルヲ以テ第一號表及第三號表ノ補助組合數ト一致セズ。
- 二、施設件數ニ付テハ第五表ヲ參照スベシ。

第五表 自大正十一年度 至昭和十一年度 各道組合別國庫補助表

道別	組合名	設立費補助	經費補助		理事見習補助		共同施設費補助		計
			期間	補助額	期間	補助額	件數	補助額	
京畿	德積	門	三年	一、二七〇	一年	一、六七五	二件	一、六七五	二、八四五
	北島		三年	一、三〇〇		一、六七五	二	一、六七五	三、〇〇五
	江華		三年	一、二七〇		二、九六〇	四	二、九六〇	四、〇九七
	龍游		一年	一〇〇		一	一	一	一、一〇〇
計				四組合		八	三組合		一〇、一七〇
忠南	鹿島里		三年	一、六二〇		三、〇〇〇	四	三、〇〇〇	五、〇二〇
	西面		三年	一、六二〇		二、二〇〇	四	二、二〇〇	三、八四〇
	安興		三年	一、三六〇		〇、七〇〇	二	〇、七〇〇	二、三六〇
	計								一一、一二〇

莞島	羅老島	楸子島	鳥島	珍島郡海苔	北平	高島	務安郡海苔	居金島	舊左面	安島	心張里	麗水	巨文島	西歸	蝟島	光陽郡海苔	海倉灣	突山
500	500			500												500		
三	三	三	三	三	三	三	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	1,020	800		1,126	1,126	960	1,314	1,020	1,020	1,020	1,210	975	
													1,120					
三	三	三	三	六	八	一	三	三	一	一	一	一	一	一	一	六	一	三
3,760	2,950	1,800	1,460	2,699	5,944	540	2,530	1,050	800			1,800	1,100	500	500	4,100		2,550
5,820	5,070	3,410	3,020	4,819	7,564	1,210	3,770	1,050	1,226	1,325	960	3,134	3,560	1,940	1,670	6,410	975	2,550

道別	組合名	設立費補助	經費補助		理事見習補助		共同施設費補助		計
			期間	補助額	期間	補助額	件數	補助額	
全南	華月	四〇〇	二年	六〇〇	一年	一件	一〇〇	八〇〇	八〇〇
	松旨			九〇〇				一,八七〇	二,八七〇
	黃山							四〇〇	四〇〇
	鹿洞							一,〇〇〇	一,〇〇〇
	青山							六〇〇	六〇〇
	所安							二〇〇	二〇〇
	翰林							四〇〇	四〇〇
	金日							一〇〇	一〇〇
	玉井							一,〇〇〇	一,〇〇〇
	蘆花							五〇〇	五〇〇
	右水							五〇〇	五〇〇
計		八組合 四,〇〇〇		二六組合 三,一四〇	四組合 四,九〇〇	八三	三三組合 三,九七〇	二〇,四七〇	二〇,四七〇
慶北	九龍浦	五〇〇	三	一,〇〇〇		二	四,〇〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇
	甘浦	五〇〇	三	一,〇〇〇	二	三	四,〇〇〇	八,〇〇〇	八,〇〇〇
	清河	五〇〇	三	一,〇〇〇		六	三,八三五	五,九四五	五,九四五
	江口		三	一,〇〇〇		五	四,〇九五	五,七二五	五,七二五

道別	組合名	設立費補助	經費補助		理事見習補助		共同施設費補助		計
			期間	補助額	期間	補助額	件數	補助額	
慶南	訥次里	四	四年	一、八三〇	二年	一、六〇〇	五件	五、三三〇	八、八三〇
	鎮海	一	三年	一、〇〇〇	一	四〇〇	一	一、〇〇〇	三、〇〇〇
	釜山	一	二年	一、〇〇〇	一	一〇〇	一	一、〇〇〇	二、〇〇〇
	東海	五〇	三年	一、〇〇〇	一	一〇〇	一	一、〇〇〇	二、〇〇〇
	長生浦	一	三年	一、五〇〇	一	一〇〇	三	二、四〇〇	三、九〇〇
	亭子	一	三年	一、〇〇〇	一	一〇〇	七	二、〇〇〇	三、〇〇〇
	方魚津	一	三年	一、〇〇〇	三	一、八〇〇	七	二、八〇〇	四、八〇〇
	三千浦	一	三年	一、〇〇〇	一	一〇〇	一	一、〇〇〇	二、〇〇〇
	溫山	一	三年	一、〇〇〇	一	一〇〇	二	一、一〇〇	二、一〇〇
	鳴旨面	一	四年	二、〇〇〇	一	一〇〇	二	二、一〇〇	四、一〇〇
	南海灣	一	三年	一、〇〇〇	一	一〇〇	三	一、一〇〇	二、一〇〇
	長承浦	一	三年	一、〇〇〇	一	一〇〇	四	二、〇〇〇	三、〇〇〇
	蛇梁島	一	四年	一、〇〇〇	一	一〇〇	二	二、〇〇〇	三、〇〇〇
	熊東	一	一年	一、〇〇〇	一	一〇〇	二	一、一〇〇	二、一〇〇
	岩南	一	三年	一、〇〇〇	一	一〇〇	二	一、一〇〇	二、一〇〇
	泗川	一	三年	一、〇〇〇	一	一〇〇	一	一、〇〇〇	二、〇〇〇
	固城灣	一	三年	一、〇〇〇	一	一〇〇	一	一、〇〇〇	二、〇〇〇

江 原											計							
竹	長	大	縣	注	高	箕	互	三	墨	厚	遠	鳥	文	岩	津	身	龍	觀
邊	箭	浦	內	津	城	城	津	陟	湖	浦	德	山	津	津	彌	川	興	
500	500																	
1,210	1,550	1,210	1,050	1,610	1,700	1,400	970	1,210	1,310	1,210	1,110	1,210	1,000	1				
					1,360													
5	2	5	1	4	2	7	2	4	4	7	6	2	1					
3,115	2,147	4,150	—	4,970	1,050	1,915	2,400	2,400	2,900	4,295	5,305	735	100					
5,235	3,677	7,210	1,050	6,590	3,880	3,960	3,777	4,010	4,334	5,555	6,415	1,985	100					
20,518	4,050	2,575	2,050	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770
九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合	九組合
7,818	1,500	370																
四三	五	三	五	四	二	七	二	四	四	七	六	二	一					
一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合	一二組合
3,700	4,050	1,015																
20,518	4,050	2,575	2,050	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770	2,770

道別	組合名	設立費補助	經費補助		理事見習補助		共同施設費補助		計										
			期間	補助額	期間	補助額	件數	補助額											
江原	安木	二組合 1,000 円	1 年	一三組合 17,500 円	1 年	二組合 2,100 円	一四組合 3,717 円	500 円	57,880 円										
										前津	500	三	1,210	二	1,050	五	4,675	7,835	
										群仙	500	三	1,210	三	3,000	四	3,000	4,410	
										新昌	500	三	1,210	六	4,925	三	3,000	5,130	
										三湖	500	三	1,210	四	5,150	六	4,925	6,625	
										六埜	500	三	1,210	四	5,150	四	4,925	6,625	
										新浦	500	三	1,210	六	5,150	六	4,925	6,625	
										遮湖	500	三	1,210	七	6,600	七	6,600	8,000	
										退湖	500	三	1,210	七	6,600	七	6,600	8,000	
										元山	500	三	1,210	二	1,450	二	1,450	2,830	
										元山牡蠣	500	三	1,210	二	1,450	二	1,450	2,830	
										計	二組合 1,000	1	九組合 13,540	二組合 2,130	八組合 3,647	三七	三六,四七〇	五三,三三〇	四四〇
										咸北	漁大津	500	三	1,210	1	750	750	2,670	5,540
酒浦	500	1	400	1	400	1	400	2,010											
下古面	500	1	1,210	1	750	1	750	2,670											

道別組合名	設立費補助	經費補助		理事見習補助		共同施設費補助		計
		期間	補助額	期間	補助額	件數	補助額	
計	二組合 1,000 円	1 年	一八組合 33,333 円	1 年	1 円	四件	一八組合 30,973 円	五四、一六六 円
合計	二七三 二四組合 3,000 円	1 年	一三七組合 17,765 円	1 年	一四組合 17,206 円	四件	一五二組合 354,617 円	五五七、五八 円

備考 組合名右肩ノ●ハ合併又ハ解散ニ依リテ現在消滅セシ組合ナルヲ示ス。

第六表 漁業組合聯合會一覽表 (昭和十一年十二月末現在)

聯合會名	事務所所在地	設立年月日
京畿道 漁業組合聯合會	仁川府芝房町一ノ四	昭和十年十二月二十三日
全羅北道漁業組合聯合會	群山府曙町	昭和十一年十二月十五日
全羅南道漁業組合聯合會	光州郡光州府大和町四五ノ二	昭和六年一月六日
慶尙北道漁業組合聯合會	大邱府幸町一ノ一	昭和五年十一月二十九日
慶尙南道漁業組合聯合會	釜山府大廳町二ノ二四東拓ビル内	昭和六年一月六日
黄海道漁業組合聯合會	海州邑	昭和十二年十一月七日
平安北道漁業組合聯合會	新義州府道廳内	昭和七年三月五日
江原道漁業組合聯合會	高城郡新北面長箭里	昭和六年一月六日
咸鏡南道漁業組合聯合會	咸興府新興町一一一	昭和十一年一月三十一日

油肥製造業水産組合聯合會を設立せり。今各組合の狀況を概説すれば左の如し。

一、鱒油肥製造業水産組合 昭和五年經濟界不況の影響を受け鱒搾粕及鱒油の價格暴落し、鱒油肥製造業の維持困難を來したるのみならず、延ては朝鮮漁業の大宗たる鱒漁業の廢頽を來すべき狀況に直面するに至りたるを以て、朝鮮東海岸に於ける鱒油肥製造業者等相諮り、共同の力に依りて、斯業の維持向上を圖らんことを期し、咸北、咸南、江原、慶北、慶南の五道に鱒油肥製造業水産組合を設立し、昭和八年慶南、慶北に於ては水産組合を解散して其の事業を漁業組合聯合會に於て繼續し各組合相連繫して施設の完璧を期しつゝありて本組合は鱒油肥の製造並に販賣の統制の中軸を爲すものなり。

(一) 製品の委託販賣 昭和六年度に於ては生産制限を爲し鱒油は之を合同油脂株式會社に、鱒搾粕は之を三菱商事株式會社に、夫々價額を定めて一手に販賣することとし、營業者の採算的基礎を得、稀有の不況時に於て、營業者をして斯業を維持繼續せしめて多大の効果を收め、昭和七年度に於ては、前年の實績に鑑み生産制限を撤廢し油は合同油脂株式會社及朝鮮窒素肥料株式會社に對し、價格算定の方式を定めて、之を販賣し、又は鱒搾粕は三菱商事株式會社に委託して販賣することとし、前年度の如く賣切に依る双方の危険を緩和し、昭和八年度に於ては大體に於て前年度と同様の方法に依りたるが鱒油に付ては油價の動搖を防止する爲内地賣と輸出數量との比率を

制定して其の弊を緩和し、昭和九年度に於ては朝鮮油脂株式會社の設立せらるゝあり内地に於ても亦硬化油工場新設を計畫するものありて鱒油の割當成立せず遂に競争入札の方法に依ることゝし、昭和十年度に於ては鱒搾粕の販賣方法は昭和九年度と同様三菱商事株式會社に委託して販賣し鱒油の販賣に付ては昭和九年度と同様入札の方法を執りたるが朝鮮營業者の要望に依り定量入札制を附加することゝせり。又昭和十一年度に於ては昭和六年成立せる鱒油肥統制第一次五ヶ年の満了を機として益々本統制の強化を圖る必要を認め昭和十一年五月咸北、咸南、江原三道の油肥組合を糾合して朝鮮鱒油肥製造業水産組合聯合會を設立し又慶北、慶南二道漁業組合聯合會は鱒油肥統制に關しては油肥聯に協力するの組織を爲し(イ)鱒油の販賣は油肥聯に於て從來の方法に依り之を行ひ、一面朝鮮内の石鹼製造業者に對しても販賣の途を拓き(ロ)粕の販賣は油肥聯に於て之を扱ひ直賣と三菱商事の委託との兩制度を採用せり。

(二) 製品の輸送 製品は、從來製造業者又は取引業者各個に輸送しつゝありし爲運賃比較的高率なりしも、組合は朝鮮郵船株式會社に一手に運送せしむることゝ爲したる爲著しく之を低下することを得て組合員の負擔を軽減せり。

(三) 資金の貸付 鱒油肥製造に要する資金は、從來製品の引渡を條件とし高利を以て問屋業者仲買業者又は金貸業者より供給せられたりしが、斯の如きは組合員の不利甚大なるを以て、組合に於

ては起債を爲し之を組合員に貸付することゝしたる爲從來に比し金利低下せるのみならず資金の融通頗る圓滑となれり。

今昭和十年度に於ける組合別鰯油肥事業資金所要額を示せば左の如し。

組 合 名	原料購入資金	販賣代金前渡 及立替資金	共同購入資金	計
咸鏡北道 鰯油肥製造 水産組合	500,000 円	500,000 円	100,000 円	1,100,000 円
咸鏡南道	550,000	2,000,000	100,000	2,650,000
江原道	550,000	2,000,000	150,000	2,700,000
計	1,600,000	4,500,000	350,000	6,450,000

その他、組合員の事業上必要なる物品の共同購入、保管倉庫の建設、製造工場の整備等斯業の改善發達上必要なる施設を爲し多大の効果を收めつゝあり。

二、朝鮮罐詰業水産組合 朝鮮に於ける蟹罐詰業は近年急激に勃興し、其の工場簇出し、原料の買入製品の販賣等に關し徒らに競争を惹起し、相互の利益を減殺して斯業の進展を阻碍する所尠からず、又其の原料蟹は濫獲の結果早くも漸減の傾向を生じたるを以て、昭和五年當業者相諮り (1) 上

料供給の持續を策し (2) 製品の統一向上を圖り (3) 製品販賣上に於ける弊害を矯正し以て斯業の將來を永遠に確保する爲、朝鮮蟹罐詰業水産組合を設立せり。而して昭和六年鱒トマト漬罐詰業者を加へ、其の名稱を朝鮮罐詰業水産組合と改めたり。

爾來本組合は資金の貸付、製品の委託販賣、空罐、硫酸紙、トマト、その他組合員の事業上必要なる物資の共同購入を爲すと共に製造方法の改善進歩を圖り良好の成績を收めつゝあり。特に鱒トマト漬罐詰は輸出品にして、海外市場の開拓に伴ひ將來發展の餘地を存するを以て、本組合の事業は將來益々擴張せらるゝに至るべし。

三、朝鮮潜水器漁業水産組合 潜水器漁業は特殊の業態を形成し、其の主たる漁獲物たるなまこ、あわび、貝柱は主として滿洲國及中華民國に輸出せらるゝを以て漁法の改良、取引の改善等に關し此等業者の連絡統制を圖るの必要を認めらるゝに至り、昭和六年全鮮の潜水器漁業者を網羅する水産組合を設立し、爾來資金の貸付漁獲物及其の製品の委託販賣を爲すと共に、漁業の統制を圖りて蕃殖保護の實を擧げ良好の成績を收めつゝあり。

四、其の他の各水産組合は、各々其の業態に應じ、漁具漁法の改善、組合員の違反の防止、製法の改良、販賣の合理化等を圖り、以て斯業の改良發達並に營業上の弊害矯正に努めつゝありて昭和十年度に於ては朝鮮第一區機船底曳網漁業水産組合の理事給料に對し一、三一〇圓を補助せり。

第一表 水産組合及同聯合會一覽表

(昭和十一年末現在)

名稱	地區	組合員の資格	組合員數	事務所所在地	設立年月日
慶南海藻水産組合	慶尙南道	海藻の買賣業者	三人	釜山府大橋通二ノ	大正 六、〇、三
朝鮮罐詰業水産組合	朝鮮	蟹罐詰製造業者及鯛ト マト漬罐詰製造業者	元	京城府長谷川町一	昭和 五、六、三
咸鏡北道機船巾着網漁業水産組合	咸鏡北道	機船巾着網漁業者	元	清津府明治町三三	五、九、六
咸鏡南道鯛油肥製造業水産組合	咸鏡南道	鯛油及鯛搾粕製造業者	三七	咸興府咸鏡南道廳内	五、〇、二
朝鮮第二區機船底曳網漁業水産組合	江原道咸鏡南道	機船底曳網漁業者	四	元山府海岸通	五、〇、二
咸鏡北道鯛油肥製造業水産組合	咸鏡北道	鯛油及鯛搾粕製造業者	四三	清津府寶町	五、二、七
江原道鯛油肥製造業水産組合	江原道	鯛油及鯛搾粕製造業者	六七	江原道江陵郡新里 面注文里	五、三、四
朝鮮潜水器漁業組合	朝鮮	潜水器漁業者	社五 一人	京城府長谷川町一	六、〇、三
鎮海灣定置漁業組合	慶尙南道	慶尙南道鎮海灣に於ける定置漁業権を有する者	三九	慶尙南道統營郡統營邑	七、二、一
鴨綠江白魚水産組合	平安北道	新義州府義州郡龍川郡内に居住する白魚煮乾品製造業者	三	新義州府本町	八、二、七

咸鏡北道輸出鹽魚	咸鏡北道	輸出向鹽鱒鹽鱈製造業者及取引業者	五	清津府明治町三三	//	八、九、八
朝鮮第一區機船底曳網	咸鏡北道	機船底曳網漁業者	三	清津府明治町三三	//	九、八、五
咸鏡南道輸出鹽魚	咸鏡南道	輸出向鹽鱒鹽鱈の製造業者及取引業者	九	元山府海岸通	//	九、九、七
朝鮮第三區機船底曳網	慶尙北道	機船底曳網漁業者	七	大邱府幸町	//	一〇、二、一
朝鮮第六區機船底曳網	平安北道 平安南道 黃海道 忠清南道	機船底曳網漁業者	一六	仁川府港町	//	二、三、六
朝鮮東海區巾着漁業	咸鏡南道 慶尙北道 慶尙南道	機船巾着網漁業者	一八	朝鮮總督府水産課	//	二、五、三
朝鮮鰯油肥製造業	咸鏡北道 咸鏡南道 江原道	鰯油肥製造業水産組合	三	京城府長谷川町	//	二、五、九

第二表 水産組合に關する調査

水産組名	組合員數	漁船數 又工場數	損益計算			積立金		借入金	生産高		委託販賣高	貸付金	共同購入高
			總益金	總損金	剩餘金	基金	事業資		其ノ他	漁獲高			
朝鮮水産組合	六八	一六九隻	四、六七三圓	四、四三五圓	二、三〇八圓	四四四圓	一、三三三圓	九〇七、五〇〇圓	一圓	六、三三、〇〇〇圓	六、三三、〇〇〇圓	四、四、〇〇〇圓	一圓
朝鮮罐詰業水産組合	一九	—	八、八二六圓	三、三六二圓	三、四六五圓	二、四三二圓	六、五、〇〇三圓	六、八二〇、六六九圓	—	—	一、四、四、一八九圓	一、三、三、三六圓	八、六、一、五九九圓

水產組名	組合員數	漁船數	損益計算			積立金			借入金	生產高		委託販賣高	貸付金	共同購入高
			總益金	總損金	剩餘金	基金	事業金	其ノ他		計	漁獲高			
朝鮮第三區機船底曳網漁業水產組合	一七〇	三〇隻	五五九	四、三三	一、三三五	一四五	一四五	二九	五二	—	—	—	—	九、七六
慶南海藻水產組合	二二	—	二、五三	二、三六	一七六	八〇	二五	—	元五	—	—	—	—	—
鎮海灣定置漁業水產組合	一〇九	—	三、八六	六、三三	△、三六九	—	—	〇	〇	—	—	—	—	—
鴨綠江白魚水產組合	一四	一〇	六、六〇	五、三六	九八四	二五	四五	—	〇	—	—	—	—	—
江原道鱒油肥製造業水產組合	六七六	—	六、二	二九、三三	二、一	八〇、三四	五、六〇	七、二五	六、三五	二、五〇	四、七	三、八	七、三	三、六
咸鏡南道鱒油肥製造業水產組合	三七七	—	二、六	二、八四	八、七五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
朝鮮第二區機船底曳網漁業水產組合	四	四	四、四三	二、四、七三	一〇、三九	六、六五	三、八九	一、九三	二、四四	五、〇〇	一、七三	—	—	—
咸鏡南道輸出魚水產組合	九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道鱒油製製造業水產組合	四九三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道機船中清網漁業水產組合	元	五	五、九二	二、七四	六、三六	六、二六	一、一〇	一〇、一五	三〇〇、〇〇	三〇、四、七	—	—	—	—
咸鏡北道輸出魚水產組合	五	五	一、三、五七	一、三、〇二	四六	—	—	—	—	—	—	—	—	—

昭和十二年三月二十五日 印刷
昭和十二年三月三十一日 發行

朝鮮總督府殖産局

京城府太平通一丁目一番地

印刷所 大海堂印刷株式會社